

2023/12/5

オンライン学習会  
「経済安保法「改正」の名  
のもとに大拡大する秘密  
法体制」

～重たい守秘義務・適性評価があなたを襲う～

**海渡 雄一**

(日弁連秘密保護法・共謀罪対策本部 副本部長)



# 今日のお話し

- 第1 安倍・菅・岸田政権による、とめどない軍備拡大と戦争国家体制の構築
- 第2 デジタル庁とマイナンバーカードがもたらすプライバシーと民主主義の危機
- 第3 2022年末防衛三文書の制定と先行していた南西諸島の軍事化
- 第4 防衛三文書から振り返る最近の安全保障法制Ⅰ  
2021土地規制法は、日米共同軍事作戦への反対を抑え込む住民監視が目的だ!

- 第5 防衛三文書から振り返る最近の安全保障法制Ⅱ  
2022経済安保法は、日中戦争の準備のための法律だ
- 第6 防衛三文書を実行するための安全保障法制 2023 防衛財源確保法と軍需産業強化法
- 第7 セキュリティ・クリアランス束ね法案が次の通常国会に提案される。
- 法案は、経済安保四分野などに秘密保護の法制を拡大し、多数の研究者と民間技術者に秘密保護義務と適性評価を科すこととなる
- 第8 高まる戦争の危機に抗して、反戦平和を訴え、米中対立を戦争に発展させないために、私たちに何ができるか?

**第1 安倍・菅・岸  
田政権による、とめ  
どない軍備拡大と  
戦争国家体制の  
構築**



**戦争が廊下の奥に立ってゐた  
渡辺白泉  
(1939)**

# 2012年末第2次安倍政権後 戦争遂行体制を地域の中につくりだそうとする 戦争体制準備の法案が次々につくられている

- 13年には特定秘密保護法、
- 14年に閣議決定で、集団的自衛権を容認
- 15年には集団的自衛権を認める平和安全保障法制、
- 17年には共謀罪法
- 20年には学術会議6人の委員の任命拒否
- 21年にはデジタル監視法と重要土地規制法
- 22年には警察庁にサイバー局が設置され、経済安保法が成立
- (経済安保法に立憲民主党は賛成した)
- 23年には軍拡予算確保法と軍需産業強化法が成立
- (予算確保法には野党は反対したが、軍需産業強化法には立憲民主党は賛成した)
- このような監視社会化を進める一連の法制度は、プライバシーの危機であり、表現の自由を萎縮させ、民主主義の危機をもたらす。



**海渡雄一著「戦争をする国の作り方」(2017 彩流社)**  
治安維持法、軍機保護法、国防保安法、要塞地帯法、国家総動員法などの立法の経緯と運用、また、内閣情報局、同盟通信社、隣組制度など、戦争遂行のための制度的な枠組みの全体像を明らかにした。

11/29/2023

# 歴史に学ばぬ安倍・菅・岸田自民党政権

- 1931年満州事変 中国軍によって満鉄線が爆破されたとされたが、関東軍の自爆・謀略だった。
- このことは終戦まで隠された。メディア幹部は知っていたが、国と一緒に隠した。
- 高市元総務大臣は、放送を国のコントロールのもとに置こうとしている
- ベトナム戦争・トンキン湾事件の二回目の砲撃は米軍の謀略だった。
- しかし、このことは、エルズバーグ氏・NYタイムスによってペンタゴンペーパーが暴露されるまで、秘密とされた。

# ウンベルト・エーコによる「永遠のファシズム」 (1998 岩波書店)

- ・ イタリアの記号学者、『薔薇の名前』の作者であるウンベルト・エーコは「永遠のファシズム」と題した1995年4月25日、ヨーロッパ解放記念行事として、コロンビア大学で行われた講演で、ファシズムとは何かについて講演した。そこには、ファシズムの14の兆候がまとめられている。
- ・ 1 ファシズムは伝統崇拜主義であり、混合主義である 2 非合理主義
- ・ 3 非合理的主義は「行動のための行動」を崇拜する。 4 意見の対立は裏切り行為
- ・ 5 人種差別主義 6 ファシズムは個人もしくは社会の欲求不満から発生する
- ・ 7 ファシズムはナショナリズムであり、陰謀の妄想によって敵を作る
- ・ 8 ファシズムは、敵に豊かさや屈辱を憶える 9 ファシズムは平和主義を憎む
- ・ 10 原ファシズムは大衆エリート主義を標榜する 11 一人ひとりが英雄になるべく教育されること 12 原ファシズムは潜在的意思を性の問題に擦りかえる
- ・ 13 質的ポピュリズム 14 新言語（ニュースピーク）を話す

# ロシア対ウクライナからパレスティナ対イスラエルへと、戦争は拡大の一途をたどっている。

- 世界戦争の危機をはらみつつ、戦火がますます拡大し、短時間のうちに様変わりしてしまった世界。
- 1976年日本と中国は平和友好条約を結び、多くの都市が姉妹都市となった。
- 1988年、冷戦が終結し、世界は平和な時代を迎えたと思われた。
- 日本の中小企業の多くが、中国に新天地を目指した。
- ところが、米中の対立のあおりを受け、日本は中国敵視の政策を強め、戦争準備の法体制を整えている。対立をあおることが、ますます、両国の関係を傷つけている。

# 戦時体制とは

- ・ ▶戦争を行う主体をつくる（大本営→**国家安全保障会議**）
- ・ ▶戦争に反対する勢力を無力化する治安法制が整備され、戦争に反対する諸勢力が非合法化・あるいは活動を大きく制限される（治安維持法→**新共謀罪**）
- ・ ▶一般国民を戦争に協力させるための、思想・道徳の徹底のための教育がなされる（教育勅語・軍事教練・靖国神社→**日の丸君が代強制・道徳教育**）
- ・ ▶戦争のためにすべての物質的・社会的資源を動員することのできる法制度が整備される（国家総動員法、徴兵制度→**有事法制・自民党改憲草案国家緊急権条項・経済安保法**）
- ・ ▶戦争の準備の過程と戦意の高揚のために不都合な情報は隠ぺいできる情報管理体制を確立する（軍機保護法・国防保安法・要塞地帯法→**特定秘密保護法・重要土地規制法・武器開発生産基盤強化法・セキュリティ・クリアランス法の束ね法案**）
- ・ ▶国民を戦争に誘導する情報が選別されて提供されるような報道の統制がなされ、市民が相互に監視し、国家が直接市民を監視できるシステム・仕組みが整備されること（報道出版の検閲統制・内閣情報局→**報道機関に対する脅しとキャスター外し、総務大臣の停波発言、NHK人事への介入、デジタル監視法の制定、＜内閣情報局の設立へ＞**）

# 2015 平和安全法制 = 戦争 法制 の強行成立

・国会を取り巻く人々の反対の声をあざ笑うように、2015年9月19日未明「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年9月30日法律第76号）」、通称平和安全法制整備法と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年9月30日法律第77号）」、通称国際平和支援法を併せた平和安全法制 = 戦争法が強行成立された。

・そして、戦争法は、手続きには多大な疑問があるが、政府は成立したとして、この法律を2016年（平成28年）3月29日午前0時から施行した。

・戦争法は、戦後日本の安全保障政策を根本的に転換しようとするものだ。



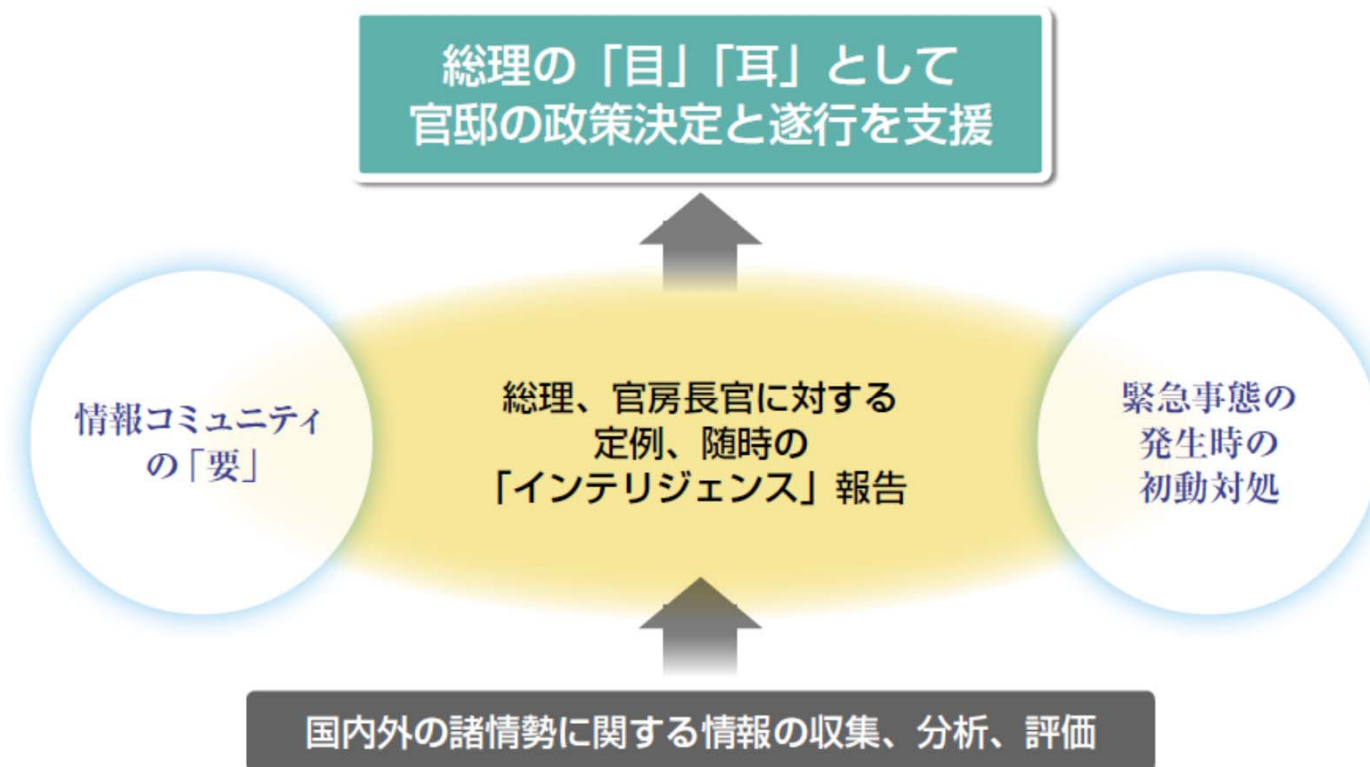
# 集団的自衛権を認めることは 明らかに違憲である

- ・ 我が国、あるいは我が国と密接な関係にある他国に対する、外部からの武力攻撃が発生した事態。
- ・ 自衛権の行使は、①急迫不正の侵害、②他に手段がない、③必要最小限という3要件を充たした必要最小限度の実力のみが許容されるとするのが政府解釈である。
- ・ 集団的自衛権は、①の要件を充たさない点で憲法9条に関する政府解釈に反する。阪田雅裕61代内閣法制局長官が告発している。『法の番人の矜持』（大月書店）。

# 歴史の中の主な集団的自衛権の行使例

- 1956年 旧ソ連によるハンガリー軍事介入
- 1958年 アメリカによるレバノン軍事介入
- 1958年 イギリスによるヨルダン軍事介入
- 1964年～75年 アメリカなどによるベトナム戦争
- 1968年 旧ソ連・ワルシャワ条約機構によるチェコ侵入
- 1979年 旧ソ連によるアフガニスタン戦争
- 1981年 米国によるニカラグア侵攻
- 1983年 フランスによるチャド軍事介入
- 1983年 アメリカによるグレナダ侵攻
- 1990年～91年 イラクのクウェート侵攻にたいする湾岸戦争
- 2001年 アメリカとN A T Oによるアフガニスタン戦争

## 第2 デジタル庁とマイナンバーカードがもたらす プライバシーと民主主義の危機



2013「内閣官房内閣情報調査室」紹介パンフレットより

プレゼンテーションのタイトル

# 秘密保護法と共謀罪の推進力



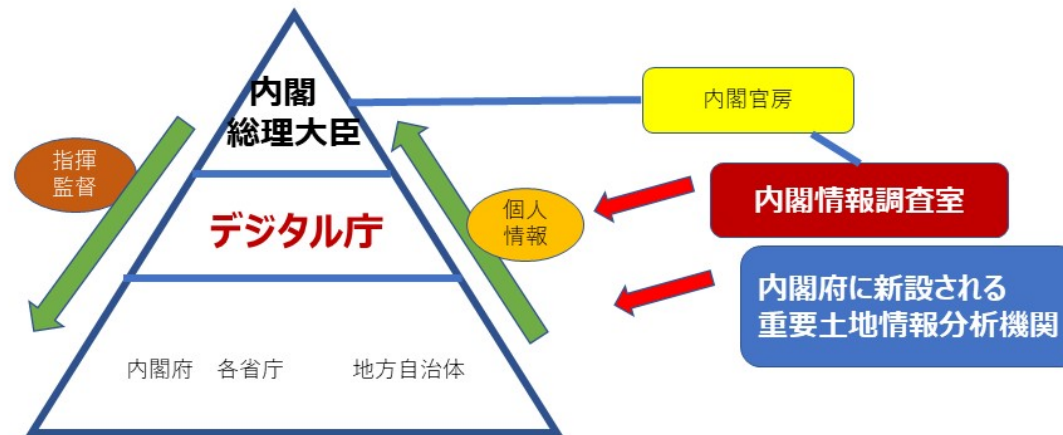
- 2003年政府は共謀罪法を国会に提案(必要性はないが、条約批准のためにとの説明)、この時点での法案の推進勢力は外務省と法務省であった。2005/6年には国会審議が始まったが、日弁連の強い反対もあり、法案は廃案になった。民主党政権下では、共謀罪法なしに条約を批准する途も模索された。
- 2012年に政権に就いた安倍政権はまず、国家安全保障会議設置法と秘密保護法を制定した。これを進めたのは内閣情報官の北村滋氏であった。
- 文藝春秋2023年8月号では、北村氏の連載「外事警察秘録」最終回で、特定秘密保護法案の成立過程を詳らかに記しており、同盟国の米国とのやり取りやメディア対策、「情報保全諮問会議」の座長を務めた渡邊恒雄主筆との会見についても明かした。
- その後、政府は、共謀罪法の制定を目指したが、その推進力は、やはり公安警察出身の官邸官僚である北村滋氏であった。

# 次々に設立される官邸周辺のデジタル情報機関

- ▶政府は、国会答弁において、デジタル庁はITシステムの共通仕様化を図るだけで、みずからデジタル情報を集めるようなことはしないと、繰り返し答弁し、デジタル庁が監視社会化につながることはないと説明した。
- ▶しかし、各行政機関 や地方自治体の保有個人情報デジタル庁と同じ内閣に置かれる内閣情報調査室、土地規制法に基づいて内閣府に設けられる情報分析機関、国家警察化する公安警察組織、さらには今後設置される予定とされる警察庁サイバー局サイバー直轄隊等は、生身の個人情報を収集し、管理・分析することができる。
- ▶監視社会化への懸念には具体的な根拠がある。

内閣に置かれるデジタル庁をハブとして、内閣に置かれる内調、内閣府に置かれる重要土地に関する情報の分析機関、サイバー直轄隊などは連携して、**中央国家情報機関 = JCIA**を目指しているように見える。

デジタル監視法案と重要土地規制法案を立案した者の頭の中にあった本当の組織構成は？



警察組織のもとには国家警察化している各都道府県の公安警察  
さらには、警察庁に新たに置かれるサイバー直轄隊が含まれる。

**デジタル庁は内閣に置かれ総理大臣に直接仕える機関であり、他の行政機関より優位に立ち、勧告ができ、他の官庁は勧告を尊重しなければならない。**

- ▶専修大の行政法担当の白藤博行先生の報告はまさに衝撃的なものであった。白藤先生は、デジタル改革関連法案はデジタル独裁体制・警察監視国家を現出させるものだ指摘された。
- ▶デジタル改革関連法案が持つ問題は、単に国民に対する監視・地方自治体に対する共通仕様の押し付けだけではなく、「国家のデジタル統治化」、究極的には、地方を含めた国家統治構造を根底から変容させようとしているところにある。
- ▶いま、我々が見ているのは、杉田氏・北村氏という警察・公安官僚を両脇に置いた内閣総理大臣によるデジタル独裁体制・警察監視国家の現出なのだと認識すべきである。

•

# 官邸・デジタル庁・内調のトライアングルが戦前の「内務省」をもしのぐ怪物的な組織に生まれかわる恐れがある

- 総理の目となり、耳となって官邸を支える内閣情報調査室は、実質的には警察機構のトップに君臨しながら、警察組織ではないという理由で、警察法の軛を免れ、官邸の私兵（官邸ポリス）化してきた。
- そして、安倍政権で長く内閣情報官を務めてきた北村滋氏が、国家安全保障局長に就任した。初代の内閣情報官を務めた杉田和博氏が官房副長官として内政を、国家安全保障局長の北村氏が外政を担当することで、菅政権の下で両名とも留任してきた。そして、北村氏は、デジタル庁に横滑りする可能性が指摘されている。
- 内閣の危機管理機能強化を唱え、官邸・内調と並んで内閣総理大臣を長とし、デジタル情報を集約するデジタル庁が内閣府を構成する官庁としてすべての省庁に君臨するような形になれば、官邸・デジタル庁・内調のトライアングルが「内務省」をもしのぐ怪物的な組織に生まれかわる恐れがある。

# 改正個人情報保護委員会だけで、情報機関を統制できるか

- 改正個人情報保護法では、一元化を機に、個人情報保護委員会に対して行政機関の長に対する勧告権を新たに付与した。
- 個人情報保護委員会は、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるとき等は、個人情報取扱事業者に対して勧告に係る措置を取るべきことを命令することができる。❖行政機関への命令も勧告の尊重義務もない。
- 個人情報保護委員会に対して他の行政機関の長に対する命令権限を付与することは、我が国の行政組織の基本的な体系と整合しない。❖デジタル庁には認められる勧告尊重義務すらない

# 問題ある個所の削除と個人情報保護を強化する 抜本的法案修正が必要である

▶デジタル庁の創設と同時に、個人のプライバシー保護の基本的制度整備が同時に行われる必要がある。

- (1) 公権力が、自ら又は民間企業を利用して、あらゆる人々のインターネット上のデータを網羅的に収集・検索する情報監視を禁止する法制度。
- (2) 監視カメラ映像やGPS位置情報などを取得し、それを捜査等に利用するに際して、これを適正化するための新たな法規制。
- (3) 通信傍受の適正な実施についての独立した第三者機関による監督制度。

▶個人情報保護委員会の組織を拡大・強化し、その人員も公正取引委員会なみの800人に組織を拡充し、その独立性を高めることによって、その監督権限を強め、体制を強化することが必要不可欠であること。

▶特定秘密の指定と情報機関の諸活動について、個人情報保護委員会とは別に、特別の監視機関が必要であること。

# デジタル改革に名を借りて、国家統治の独裁化を図ることは許されない。法案には根本的な修正が必要だ

- (1)デジタル庁は内閣ではなく内閣府に置くこととすべきである
- (2)デジタル庁の長は内閣総理大臣ではなく特命担当大臣であるデジタル大臣とすべきである
- (3)デジタル大臣の他の行政機関に対する勧告の尊重義務の規定はなくすべきである。
-

# 第3 2022年末 防衛三文書の閣 議決定と これに先行して進 められていた南西 諸島の軍事化



# **2021.12.23共同通信 石井暁専任編集委員による大スクープ**

- **自衛隊と米軍が、台湾有事を想定した新たな日米共同作戦計画の原案を策定したことが分かった。**
- **有事の初動段階で、米海兵隊が鹿児島県から沖縄県の南西諸島に臨時の攻撃用軍事拠点を置くとしており、住民が戦闘に巻き込まれる可能性が高い。**
- **年明けに見込まれる外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会＝「2プラス2」で正式な計画策定に向けた作業開始に合意する見通し**



2021年12月24日付 沖縄タイムス／琉球新報

# 琉球弧の島々で 米軍と自衛隊が機動展開する

- 2022年8月、ペロシ米下院議長が台湾を訪れた直後から、中国軍が大規模な軍事演習を開始。事実上の停戦ラインである中国と台湾の間に引かれた中間線を越えて、戦闘機や海軍の艦艇が、どんどん台湾側に入るようになった。
- 同じ8月には、米陸軍が陸上自衛隊と台湾有事を想定した対艦訓練、つまり中国の艦艇を攻撃する訓練を奄美大島で行った。
- 海兵隊と陸軍がハイマースというロケットシステムを持って、南西諸島の島々に展開して、自衛隊に協力してもらいながら戦う作戦計画となっている。

## 琉球弧の島々で 米軍と自衛隊が 機動展開する



- 2022年8月、ペロシ米下院議長が台湾を訪れた直後から、中国軍が大規模な軍事演習を開始。事実上の停戦ラインである中国と台湾の間に引かれた中間線を越えて、戦闘機や海軍の艦艇が、どんどん台湾側に入るようになった。
- 同じ8月には、米陸軍が陸上自衛隊と台湾有事を想定した対艦訓練、つまり中国の艦艇を攻撃する訓練を奄美大島で行った。
- 海兵隊と陸軍がハイマースというロケットシステムを持って、南西諸島の島々に展開して、自衛隊に協力してもらいながら戦う作戦計画となっている。

## 住民の安全と生命が ないがしろにされている

- ・ 共同通信の石井暁・専任編集委員は前記の解説記事の中で「南西諸島の島々を臨時の軍事拠点にする共同作戦計画は米軍の強い要求に基づくもの」と強調している。
- ・ 21年夏頃から米軍は自衛隊に対し、「日米間の政治的プロセスは待てられない」として一層強硬な姿勢に出るようになったという。
- ・ こうした動きに対し、石井氏は「米中対立のはざまで法的根拠があいまいなまま住民の安全をないがしろにすることは許されない」と記している。

# 自衛隊を憲法に書き込むことで何が変わるのか

- ・いま、岸田政権は、まず議員の任期についての憲法改正案をまとめ、これをばねに憲法に自衛隊を書き込むことを柱とする改憲案の国会提出を追求しようとしているように見える。自衛隊は既にあるものであるから、これを追認したとしても、何かが変わるわけでもないと考えられている方もいるかもしれない。しかし、憲法に自衛隊を書き込むことによって、現状に重大な変更がもたらされる
- ・憲法の下位にある自衛隊法という法律上の存在である自衛隊を憲法上の存在に高めることは、決して現状の追認ではなく、現状の重大な変更なのである。集団的自衛権の行使の制約、専守防衛などは憲法 9 条の制約下にある自衛隊であるからこそであり、もし憲法 9 条の軛から解放されれば自衛隊の性格は大きく変質する。安保法制は強引な「解釈改憲」によるものであったが、いかに恣意的であっても「解釈改憲」には限界があり、「明文改憲」（「条文改憲」）とは全く異なる。
- ・既に防衛費の拡大が進み、武器輸出三原則も骨抜きにされた。憲法 9 条への自衛隊の明記は、**非核三原則の見直し、軍事刑法の制定、軍法会議の創設、さらには徴兵制にも道を開くことになるおそれがある。**「緊急事態条項」創設の必要性も自衛隊の 9 条明記と絡んで論議されるだろう。

## 2022.12.16「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」が閣議決定される



- 反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有
- 長射程ミサイルの増強
- 防衛力強化に向けて2023年度から5年間の防衛費を約43兆円に増額する。
- 中国の軍事動向は「最大の挑戦」と位置付ける。
- 北朝鮮や中国による高性能ミサイルの開発を念頭に、従来の弾道ミサイル防衛体制では対応できないと指摘。相手国のミサイル発射拠点などをたたく反撃能力を保有する必要性を訴える。防衛費と関連経費を合わせた予算水準について、国内総生産（GDP）比2%を目指す。

- **反撃能力(敵基地攻撃能力)について、日本への武力攻撃が発生した場合、武力行使の3要件に基づき、攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の措置として発動する。**
- **米国と協力して対処する。**
- **サイバー攻撃を未然に防ぐため「能動的サイバー防御」を導入する。**
- **防衛装備品の輸出拡大ヘルールの見直しを検討する。**
- **台湾海峡の平和と安定の重要性を指摘する。**
- **「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、同盟国・同志国との関係強化を打ち出す。**

# 安保関連3文書の二文書は名称も変えられた

- 国の外交・防衛政策の基本方針である「**国家安全保障戦略（NSS）**」
- 10年程度の間には保有すべき防衛力の水準を定めた「**国家防衛戦略**」（現・防衛計画の大綱）
- 5年間にかかる経費の総額や装備品の数量を定めた「**防衛力整備計画**」（現・中期防衛力整備計画）で構成される。

# 敵基地攻撃能力の保有を明記 専守防衛が変質、大きな転換に

- ・ 敵基地攻撃能力については「国家防衛戦略」で、日本に対して弾道ミサイルなどによる攻撃が行われた場合、「武力行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、有効な反撃を加えることを可能とするスタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」などと定義した。
- ・ スタンド・オフ防衛能力は、遠方から敵を攻撃する能力で、政府は長射程のミサイルを導入する。「有効な反撃を加える能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する」と意義を説明した。
- ・ 「憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではない」「『先制攻撃』は許されないということに一切の変更はない」とは言うが、内実は空洞化している。
- ・ 敵基地攻撃をめぐるのは、政府はこれまで憲法解釈上は、「自衛の範囲に含まれ、可能だ」としつつ、「政策判断」で能力は保有してこなかった。日本が掲げてきた「専守防衛」が大きく変質した。

## 新国家安全保障戦略 周辺国への認識

- 中国＝対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり（中略）これまでにない最大の戦略的な挑戦
- DPRK＝従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威
- ロシア＝中国との戦略的連携強化の動きもあいまって、安全保障上の強い懸念

# 国家安全保障戦略の中で中国を敵規定することの重大性

- 国家安全保障戦略の中で中国を敵規定することは、政府の政策全体に巨大な波及効果を持つ。
- 敵基地攻撃能力の「敵基地」として中国の軍事基地を標的とすることが容認される。
- 沖縄の南西諸島に米軍と自衛隊が機動展開し、中国を攻撃する新戦略が合法化される。
- 「力による現状変更があれば、（日本は）同盟国、同志国とともに抑止する」ということの意味は、中国の台湾侵攻の準備段階で、沖縄に展開する米軍が専制的に反撃すれば、自衛隊は自動的に参戦することになるのではないか。
- 中国が台湾に進攻し、米軍、日本には全く攻撃しない段階で、米軍に先んじて自衛隊が中国にミサイルを撃ち込むことがありうるのか。

## 27年度に予算水準が現在の国内GDPの2%に達することを目指す

- ・また、敵基地攻撃能力とミサイル防衛システムによる迎撃を組み合わせ、米軍との共同対処も念頭に置いた「統合防空ミサイル防衛（IAMD）」も掲げた。「相手のミサイル発射を制約し、ミサイル防衛による迎撃を行いやすくすることで、ミサイル防衛と相まってミサイル攻撃そのものを抑止」するとした。
- ・NSSは27年度に「予算水準が現在の国内GDPの2%に達することを目指す」との方針も示した。研究開発、公共インフラの整備、サイバー安全保障、国際協力の4分野の取り組みの推進も明記。防衛装備移転三原則と運用指針を「可及的速やかに見直せるよう検討」するとした。
- ・サイバーでは「防衛力整備計画」で27年度をめどに専門的要員を現状の自衛隊の部隊約800人から4千人規模に増やし、対処能力を持った要員を2万人体制に拡充する方針も記した。

# 防衛力整備計画

- ・ 防衛力整備計画で、2023～27年度の5年間にかける総額約43兆円の防衛費の主な内訳も判明した。
- ・ スタンド・オフ防衛能力に5兆円、防衛装備品の維持整備費に9兆円、弾薬に2兆円、隊舎などの老朽化対策に4兆円、新たな装備品の確保に6兆円、無人機、宇宙、サイバーにそれぞれ1兆円を充てるとした。

第4 防衛三文書から振り返る最近の安全保障法制 I  
2021土地規制法は、日米  
共同軍事作戦への反対を抑  
え込む住民監視が目的だ!



## これは要塞地帯法の再来だ



# 2021年 土地規制法の国会審議

## すべての要件があいまいで政令か総理大臣の判断に委ねられている

- ▶ 土地規制法は、法案中の概念や定義が曖昧で政府の裁量でどのようにも解釈できるものになっている。まず、注視区域指定の要件である「重要施設」のうちの「生活関連施設」とは何をさすのかは政令で定める。
- ▶ 「重要施設」の「機能を阻害する行為」とはどのような行為なのかも政府が定める基本方針に委ねている。
- ▶ 重要施設には自衛隊と米軍、海上保安庁の施設だけでなく、「その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずる恐れのあるもので、政令で指定するもの」を含むとされている。
- ▶ 原発などの発電所、情報通信施設、金融、航空、鉄道、ガス、医療、水道など、主要な重要インフラは何でも入りうる法律となっている。

**対象者の何を調べるのか？  
どんなことが勧告命令されるのか？  
何をすれば犯罪に問われるのか？  
全てが闇に包まれている。**

- 調査の対象者のどのような情報を調べるのかについても政令に委任されている。
- 調査において情報提供を求める対象者としての「その他関係者」とは誰か、
- 勧告・命令の内容である「その他必要な措置をとるべき旨」とはどのような行為を指すのかについて、政令で定めるという規定すらなく総理大臣の判断に委ねられている。
- このように刑罰を構成する要件規定が法律に明示されないということは、刑事法の基本原則すら満していないものであり、刑罰の構成要件の明確性を求めている憲法31条、自由権規約9条にも違反するものであるといわなければならない。

# 所有者や居住者だけでなく、「関係者」に密告を義務付け、地域や活動の分断をもたらす

- ・ ▶ 法 8 条は「重要施設」周辺や国境離島の土地・建物の所有者や利用者の利用状況を調査するために、「利用者その他の関係者」に情報提供を義務付けている。「関係者」は従わなければ処罰されるので、自らに関する情報を無理やり提供させられる基地や原発の監視活動や抗議活動をする隣人・知人や活動協力者の個人情報を提供せざるを得なくなる。
- ・ ▶ これは地域や市民活動を分断するものであり、市民活動が著しく萎縮する可能性がある。
- ・ ▶ このような法案は、憲法19条と自由権規約18条が絶対的なものとして保障している思想・良心の自由を侵害する。

# 平和憲法によって禁じられてきた軍事目的の強制的な土地収用が事実上可能に

- ▶ 法11条によれば、勧告や命令に従うとその土地の利用に著しい支障が生じる場合、総理大臣が買取りを求めることができる。
- ▶ 命令に従わなければ処罰されるとなれば、やむなく買取りに従わざるを得ないのであれば、これは重要施設周辺の土地の事実上の強制収用である。
- ▶ 土地収用法は戦前の軍事体制の反省に立ち、平和主義の見地から、土地収用事業の対象に軍事目的を含めていなかった。軍事的な必要性から私権を制限する法案は憲法前文と9条によって保障された平和主義に反し、さらには憲法29条によって保障された財産権をも侵害するものである。

•

# 不服申立ての手段がない

- ・ ▶ 権利制限を受ける市民は、本来それらの指定や勧告・命令に対して不服申立てができるようにすべきであるが、法案にはそのような不服申し立て手段は定められていない。
- ・ ▶ 調査と規制が適切に行われているかどうかを監視するシステムがない。
- ・ ▶ 憲法31条に定められた適正手続きの保障すら著しく侵害するものである。

# 政府は基地周辺の座り込みなどは監視対象にするつもりはないというけれど・・

沖縄国際大学の屋上から普天間基地を見渡す。住宅密集地基地が隣接している。海渡雄一撮影2017年11月  
国際親権法学会沖縄大会のスタディツアーにて

- 基地建設反対や基地監視などの活動、原発再稼働反対の活動などについて、政府は単なる座り込みを続けている場合には適用がないと小此木担当大臣は答弁した。



内閣官房が法案の作成過程で、内閣法制局の審査や  
政府の見解を踏まえてまとめた法案説明資料を入手  
**重要施設に対する機能阻害行為の例示**

- ①継続的な高所からの監視・盗聴など
- ②周囲の送電線、水道管などを破壊し、施設へのライフライン供給を  
阻害
- ③坑道の掘削、施設地下への侵入・攻撃
- ④銃器による攻撃
- ⑤電波妨害（ジャミング）

# 国境離島についての 機能阻害行為の例示

- ⑥領海の基準となる海岸線（低潮線）や、付近の土地などの大規模な破壊、形質変更/「領海を消失し、我が国の主権が著しく害される」と強調。
- ⑦領海などの保全・利用に関し、活動拠点の基礎となる施設への攻撃など/その対象施設には島内の防衛関係施設や空港、港湾などを想定し、「攻撃が行われた場合、代替性がなく重要な機能を維持できなくなる」と指摘した。
- ⑧離島などの社会経済活動の阻害による活動拠点の無力化
- /「我が国の重大な利益を害する目的を持った者」による大規模な土地取得を挙げて、現地の地域コミュニティの存立が脅かされ、領海の保全・活用などが阻害される。

•

# 基地や原発の監視行動も規制の対象とされる可能性がある

▶ 米軍機による騒音や超低空飛行、米兵による犯罪に日常的に苦しめられている沖縄や神奈川などの基地集中地域では、市民が自分たちの命と生活を守るために基地の監視活動や抗議活動に長年取り組んできた。基地周辺住民は、騒音や機器の落下などの生活被害を受けてきた被害者である。多くの基地訴訟で、周辺住民への被害は認定されてきた。

▶ところが、土地規制法は、自分たちの命と生活を守る当たり前の基地監視行動を監視と規制の対象にする可能性がある。被害と加害の転倒が起きている。

# 2023年5月ついに沖縄の島々が地域指定へ 川内原発も地域指定された

- ・ 2021年の国会で成立した土地規制法は2022年9月から完全施行された。政府は、パブリックコメントによせられた市民の意見を完全に無視した。区域指定について関係地方公共団体からの意見聴取をすることとなっていたが、尊重の規定はなく、最近の政府ヒアリングでは、自治体に聞くのは線引きについての意見だけと切り捨てた。
- ・ 基本方針では機能阻害行為については、7つの類型を例示しているが、例示に過ぎず、これらの例示にあたらないことでも機能阻害行為になると述べている。
- ・ 政府は、2023年5月12日、土地等利用状況審議会に対し、第2回目指定対象として、注視区域121カ所特別注視区域40カ所を提示し、審議会はこれをすべて了承した。8～9月ごろ正式に指定する方針とされる。報道によれば、2024年秋ごろまでに全国で計約600カ所を指定する方針とされる。鹿児島県内の自衛隊施設のほとんどすべてが対象となり、奄美大島、沖縄本島、宮古、石垣、与那国の南西諸島のミサイル基地や弾薬庫が指定対象となった。鹿児島県川内市にある九州電力川内原子力発電所も指定された。土地規制法が、日米共同軍事作戦への反対を抑え込む住民監視が目的であることが明確となってきた。土地規制法の廃止を求め続けなければならない。

# 琉球神話の聖地久高島が 注視区域に指定



- 内閣府は、2023年7月12日、土地規制法に基づいて、沖縄県南城市知念久高島を有人国境離島として注視区域に指定された。
- 久高島は、琉球の創世神アマミキヨが天からこの島に降りてきて国づくりを始めたという琉球神話聖地の島です。島内は国有地や電力会社所有地などの一部を除いて、土地を自治会である「字久高」（あざくだか）名義で登記して「総有」しており、琉球王朝時代の地割制度が唯一残っている地域である。リゾート開発が持ち上がったことをきっかけに、1988年に「久高島土地憲章」が作られ、このような土地所有形態の慣行を維持しつつ「良好な自然環境や集落景観の保持と、土地の公正かつ適切な利用・管理との両立を目指す」としている。そして、土地を利用できる者は先祖代々の字民及びその配偶者か、字外出身者でも現在字に定住して利用権を承認された者だけに限られる。宅地や農地、墓地等の利用は先祖からの従前どおりの利用が許され、新たにこれらを利用しようとする場合は土地管理委員会と字会の承認が必要である。

# 古謝景春市長「機能阻害行為はまずないだろう」

- そして、子孫不明の宅地や5年以上農耕しない農地、あるいはその他の利用で許可を受けた土地は利用が済み次第、字に返還する必要があり、「機能阻害行為の兆候の把握が容易」な地域であることは明らかである。
- 2023年6月の南城市議会でこの点について瑞慶覧長風議員が質問したところ、古謝景春市長はこのような土地総有形態を前提として「危険な行為をする建物はまずないだろうということで、法律があっても久高島には何ら影響ない」と答弁している。

# 地元の抗議にもかかわらず、政府は指定を撤回せず

- ・ 内閣府は、2023年8月1日に開催された市民と国会議員との共同ヒアリングにおいて、久高島の指定が上記理由から「基本方針」に明示された例外に当たるとする瑞慶覧長風議員や市民からの疑問に対して、「国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するものを対象としている旨基本方針に記載しており、字は国及び地方公共団体と同等とは考えられず、機能阻害行為の兆候の把握が容易な地域とは考えていないことから久高島は区域指定の対象としている」と回答。
- ・ 「字は国及び地方公共団体と同等とは考えられない」という解釈は、法律にも基本方針にもなく、事務局による恣意的な解釈である。この件については第5回審議会においては久高島については特段議論されていない。
- ・ 内閣府は、久高島の指定については久高島の特性を十分考慮したとはいえず、手続きにおいても適正を欠いている。ヒアリングにおいても、内閣府担当は久高島の特性を十分考慮したとは明言できず、指定が妥当であったかどうかを再検討するかどうかについて持ち帰って検討することとなった。

**第5 防衛三文書から振り返る最近の安全保障法制Ⅱ**  
**2022経済安保法は、日中戦争の準備のための法律だ**



**2022/5 共同テーブル主催シンポジウム  
「経済安保法の危険な本質を暴く」**

**左から、井原聡・東北大学名誉教授、海渡、  
青木理・ジャーナリスト、佐高信・評論家**

# 経済安保法の4本柱

## ① 特定重要物資の安定的な供給（サプライチェーン）の強化

## ② 外部からの攻撃に備えた基幹インフラ役務の重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査

## ③ 先端的な重要技術の研究開発の官民協力

## ④ 原子力や高度な武器に関する技術の特許非公開

# 経済安全保障推進法案の概要

(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案)

## 法案の趣旨

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

## 法案の概要

### 1. 基本方針の策定 等（第1章）

- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要なと認められる限度において行われなければならない。

### 2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第2章）

国民の生存や、国民生活・経済活動に基盤的な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組 等を措置。

#### 特定重要物資の指定

- ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定

#### 事業者の計画認定・支援措置

- ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定
- ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援

#### 政府による取組

- ・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置

#### その他

- ・所管大臣による事業者への調査

### 3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章）

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令 等を措置。

#### 審査対象

- ・対象事業：法律で対象事業の外縁（例：電気事業）を示した上で、政令で絞り込み
- ・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定

#### 事前届出・審査

- ・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出
- ・事前審査期間：原則30日（場合により、短縮・延長が可能）

#### 勧告・命令

- ・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令

### 4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第4章）

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

#### 国による支援

- ・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等

#### 官民パートナーシップ（協議会）

- ・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置
- ・構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者等
- ・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務

#### 調査研究業務の委託（シンクタンク）

- ・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求める

### 5. 特許出願の非公開に関する制度（第5章）

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限 等を措置。

#### 技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）

- ・特許庁は、特定の技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付

#### 保全審査（第二次審査）

- ① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
- ② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等を考慮

#### 保全指定

- ・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理 等

#### 外国出願制限

#### 補償

## 施行期日

・公布後6月以内～2年以内（段階的に施行）

# 政省令への委任が、138か所にも及んだ 法体系の構成が国家総動員法(1938)にそっくりだ

- 「基本方針」は政府の決定であり、政省令ですらない。
- 重要なことは法に規定するべきではないかとの質問には開き直りの回答。
- 3月23日の本庄委員と塩川委員の質問に対する答弁
- 「あらゆる事項を全て法律に規定することは大変困難である。加えて、行政の複雑性や求められる機動性に対応するためには、必ずしも適切とはいえない。
- 下位法令への委任は、委任事項の多寡ではなく内容が重要であるところ、一般的には、手続的な政省令へ委任する事項の考え方を事項であるとか、あるいは技術的な事項、事態の推移に応じ臨機に措置しなければならないことが予想される事項について委任することがあるものと承知しており、本法においても同様の考え方で規定している。法律上、可能な限り明確化するように努めている。」
- 「現時点で予断を持って言及することは控えたい。」が決まり文句だった

## 経済安保法の枠組みと主な問題点

| 提言の主な柱  |           |                 | 条     | 主な内容と問題点等                                                                                                                                       | 主な措置                                                         |
|---------|-----------|-----------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則  |           |                 | 1～5   | 目的、 <b>基本方針</b>                                                                                                                                 | ・安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない                     |
| 戦略的自律性  | 柱1<br>第2章 | サプライチェーン多元化・強靱化 | 6～48  | <b>基本指針</b> 特定物資の管理・支援・統制（半導体、蓄電池、医薬品、パラジウム、クラウド、肥料、船舶関係等）官民癒着・忖度、事業者への天下り、アメと鞭の危険性                                                             | ・国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資<br>・事業者の計画の認定・支援措置、規制           |
|         | 柱2<br>第3章 | 基幹インフラ供給・確保     | 49～59 | <b>基本指針</b> 特定社会基盤事業（①電気、②ガス、③石油、④水道、⑤鉄道、⑥貨物自動車運送、⑦外航貨物、⑧航空、⑨空港、⑩電気通信、⑪放送、⑫郵便、⑬金融、⑭クレジットカード）特定重要設備の管理・統制、官民癒着・忖度、事業者への天下り、アメと鞭の危険性              | ・重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査<br>・勧告・命令等を措置                         |
| 戦略的不可欠性 | 柱3<br>第4章 | 技術基盤            | 60～64 | <b>基本指針</b> 特定重要技術の定義なし（先端技術の研究開発、機微技術の研究開発）罰則付き研究協議会・シンクタンク等による研究情報管理、研究の遂行管理、官民伴走→社会実装（軍民）、国費による先端技術研究は監視の対象となりうる。研究の自由・発表の自由の制約が起こりうる。       | ・先端的な重要技術の研究開発の促進<br>・官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。 |
|         | 柱4<br>第5章 | 特許非公開           | 65～85 | <b>基本指針</b> 秘密特許（特許の非公開）恣意的運用の危険性、研究の自由・発表の自由の制約が起こりうる。                                                                                         | ・安全保障上機微な発明の特許出願<br>・非公開指定<br>・外国出願の制限                       |
| 第6章 雑則  |           |                 | 86～91 |                                                                                                                                                 |                                                              |
| 第7章 罰則  |           |                 | 92～99 | 第15条、第19条、第20条、第22条、第37条、第38条、第40条、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第58条、第62条、第63条、第64条、第67条、第70条、第73条、第74条、第77条、第78条、第80条、第84条、第92条、第94条（計26ヶ条に罰則規定あり） |                                                              |
| 附則      |           |                 | 1～11  |                                                                                                                                                 |                                                              |
| 附帯決議    |           |                 | 1～17  |                                                                                                                                                 |                                                              |

経済安保法、基本方針・基本指針等から井原作成

1  
<#>

# 「経済力こそ武器」鈴木一人・東大教授

- ・ サプライチェーンの強化は中国が経済安保法に基づく中国製インフラの排除を始めた時の対抗的運輸措置を想定したものだ。鈴木一人東大教授はこちらが本命と語る。
- ・ 「—経済安全保障で特に何が重要と考えますか。/ 本丸は「サプライチェーン（供給網）の強化」だ。法案の4本柱の一つで、重要物資の供給が途絶えるのを防ぐため、中国への依存度を減らすねらいがある。ただ、どこまでが重要物資かの「線引き」が問題だ。他の国で作れないものか、レアアースのように中国依存が強いのか、この二つの基準で判断すべきだと思う。
- ・ —経済界は、政府の企業への関与が強まるのではないかと懸念しています。/ サプライチェーンの強化や基幹インフラでは企業に計画を出させる。政府はこれまで行政指導などで業界の方向性をつけてきた。法案はさらに踏み込んで、企業への負担が大きくなる。そのバランスを取ることが大事だ。」
- ・ (朝日新聞インタビュー 特集第6回(聞き手・若井琢水2022年 4月2日)より抜粋)

# 兼原信克・元官房副長官補「官民の共同によるデュアルユースの科学技術開発こそが本命である。」「官民でAIなど防衛技術研究の推進を」

- ・「——岸田政権が経済安全保障推進法案を国会に提出しました。有識者会議のメンバーとして、経済安保の必要性を訴えてきました。/ようやくここまで来たという思いだ。戦後、日本の経済界は安全保障に関心を持つこともなく、冷戦後の新自由主義の潮流で「安全はただ」という感覚だった。それが変わったのは、米国のトランプ政権が中国の通信機器大手のファーウェイを締め出したことが大きい。中国に機微な技術や膨大な情報が筒抜けになっている恐れがあるとして、現実のリスクを意識せざるを得なくなった。
- ・ ——日本のどんな技術が狙われているのですか。/特に危ないのは、最先端のコンピューター、量子、AI、バイオ。安全保障に直結する技術だ。これらを狙うのは、日本と敵対する可能性があり、自由主義が成熟していない国家となる。サイバー攻撃を仕掛けて情報を奪いに来るが、日本は防御意識が非常に希薄だ。情報が盗まれたことすら気づかない。サイバーセキュリティ対策は北朝鮮並みで世界最低と言われる。世界でも珍しい丸裸のような国だ。」
- ・ (朝日新聞インタビュー 特集第7回より抜粋(聞き手・安倍龍太郎2022年4月4日))

## 有識者会議の委員・兼原信克・元官房副長官補に対するインタビュー (朝日新聞デジタル特集第7回より抜粋(聞き手・安倍龍太郎2022年4月4日))

- ・ 兼原氏は最も重要だと思われるのは、との問いに対して、「官民技術協力だ。日本には世界最先端の科学技術を持ちながら安全保障と結びつけることがまったくできていない。敗戦の影響で軍事研究が封じられ、学术界も安全保障に関する最先端の研究に拒否感を抱いてきた。大学には「防衛省に関わることなど許されない」という雰囲気がある。結果、米国の軍事技術に依存する構造になっている。この法案による官民協議会の立ち上げは一步前進だ。」と答える。
- ・ また、「軍事技術につながる研究には懸念も広がりそうですが？」との問いには「それは根本的な哲学が間違っている。安全保障の根幹は科学技術だ。最先端の技術は軍事も民生もない。ましてや特定の兵器開発に乗り出すわけではない。産学官を挙げて科学技術を進展させていくことこそ、安全保障の1丁目1番地であることを強調したい。」と答えている。
- ・ 経済安保法には、政権中枢の軍事研究に消極的な日本の科学技術界を変えようとする意図が込められていることがわかる。

# 軍事研究と一線画してきた大学研究、どうなる？ 経済安保法に懸念

- 「法案策定に向けた政府の有識者会議では、出席者から「警察、海保、防衛といった政府部門の具体的なニーズを研究者と結び付けていくことが非常に重要だ」との意見が出た。安全保障分野に、民間部門の先端技術を取り込みたいとの思いがにじむ。会議メンバーの一人は「学者の一本釣りをしたい。大学では安全保障に関する研究ができないからだ」と打ち明ける。
- 日本の大学は戦後、軍事研究と一線を画してきた。日本学術会議も科学者が太平洋戦争に協力したことを反省して創設された経緯も踏まえ、軍事研究に一貫して否定的な立場をとってきた。大学をはじめとする研究機関にこうした拒否感が根強く残るなか、「官民協議会」という新たな枠組みを使って、先端技術研究に意欲を持つ若手研究者らに参画してもらいたいとの狙いがある。
- 一方で政府側からは、文科省や経産省のほか、2023年度に立ち上げる先端技術の調査研究機関も加わる。官民協議会では、研究開発に必要な資料や説明などの協力を求めることができ、研究者らには「求めに応じる」よう努力義務が課された。知り得た機微情報は、研究者らにも国家公務員と同等の守秘義務が求められる。研究成果は公開を基本としつつも、取り扱いは協議会で決めるなどの制約がかかる。」
- (朝日新聞デジタル 8 回より抜粋 桜井林太郎、安倍龍太郎)
- このような動きについては、政府は5千億円規模の基金創設をめざしており、法案の成立前の段階で、21年度補正予算ですでに半額の2500億円を確保し、今後2500億円が追加されると伝えられている。

# データの公開と自由な批判こそ 科学の生命線

- 「研究の現場からは懸念の声があがる。ある大学理事の経験者は、守秘義務の範囲や研究成果の公開で基準があいまいだと指摘する。「**公開データを自由に批判的に吟味し、研究の質を高めるのが科学の生命線。制約がいきすぎると研究が窒息死しかねない**」と指摘する。」「科学技術史を研究してきた東北大学の井原聡名誉教授は3月31日、参考人として衆院内閣委員会に出席。協議会について若手研究者を巻き込んだ軍事研究開発につながる懸念を示しつつ、「（政府が）社会実装を迫る研究の迫り方は厳に戒められなければならない」と批判した。」
- （朝日新聞デジタル 8 回より抜粋 桜井林太郎、安倍龍太郎）
- 経済安保法は、政府予算の大規模な支出により、一部の研究者だけに、多額の研究費を集中し、その部分の研究を秘密化してしまう危険性がある。これは、科学技術研究全体の秘密化と衰退の原因となりかねない。

# 大川原化工機事件

## =秘密保護法制の拡大招く 経済安保法=



- 経済安保法により、秘密保護法制が拡大され、企業秘密の範囲が不当に拡大される。民間人に対しても、「事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない」として、罰則付きで守秘義務を課すものとなっている。
- しかも、この「秘密」は、特定秘密保護法の「特定秘密」に限定されるものではなく、本来は経済活動の自由に属する「特定重要物資」、「特定重要技術」、「特許出願情報」を保有する者を対象として「事務に関して知り得た秘密」とだけ規定されるのみで、「秘密」の範囲が不当に拡大されるおそれがある。
- 軍事技術に転用が可能な技術とのレッテル貼りをすれば、あらゆる技術が対象となりかねず、既に大川原化工機事件のような冤罪事件も生じている。
- しかも、国会に設けられた情報監視審査会の監視対象にすらならず、秘密の範囲の拡大を防止する歯止めがない。
- そして、秘密漏洩・盗用に係る処罰条項によって、特定重要物資の安定的な供給の強化については、取扱業者に対して、生産、輸入、保管状況等について国が調査する権限を持つとされるため、企業活動に対する過度な介入・統制を招きかねない。

#### SBIホールディングスの合併事業と 経済安全保障をめぐる動き

|          |                                                                            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 2019年12月 | SBIが中国平安グループとの合併会社<br>(SBIワンコネクトジャパン)設立を公表                                 |
| 20年 4月   | 国家安全保障局(NSS)に経済班発足                                                         |
| 8月       | 米政府、中国・ファーウェイ(華為技術)への半導体輸出規制強化を公表                                          |
| 12月      | 自民党が「経済安全保障戦略策定」に向けて(提言)を公表                                                |
| 21年 3月   | SBIが合併会社解消を公表<br>楽天、中国・テンセント子会社から<br>3.65%の出資受け入れを公表<br>LINEの個人情報管理問題が明らかに |
| 9月       | 日米豪印首脳が半導体などの供給<br>網構築の協力で一致                                               |
| 22年 2月   | 「経済安全保障推進法案」を閣議決定                                                          |



## 「これはまずいね」北村滋国家安全保障 局長中国との合併事業阻止を働きかけ

- 日本企業と中国企業との合併事業が政府の介入によってストップするような事例も生じている。
- 「SBI広報に4月にあらためて確認すると、「当初の想定より地域金融機関からのニーズが低かった上に、政府並びに議員の先生方からももろもろご意見を頂戴し、合併会社を解消するに至りました」と文書で回答があった。
- 経済安保推進法案では、規制対象となる企業や設備などは国会審議を経ない政令や省令で決まるため、経済界などからは恣意（しい）的な運用を懸念する声が上がっている。そのうえ、SBIの事例では、規制対象とならなかった企業に対しても、政府が「介入」しうることを示している。政府の関与の範囲をはっきりさせなければ、企業活動の萎縮につながりかねない。透明性のある、検証可能なルールをつくることが不可欠だ。」
- (安倍龍太郎、西尾邦明 平林大輔2022年5月5日 朝日新聞特集第20回から抜粋)

# 「外部」は中国であることは法成立の段階では、隠された 基幹インフラ企業から中国製ITの一掃がはじまる

参議院審議における坂本雅子参考人公述の衝撃

- ・2022年4月に参院で実施された公述における坂本雅子名古屋経済大教授の公述は衝撃的なものだつた。
- ・重要物資の安定確保のためのサプライチェーンの強化やサイバー攻撃に備えた基幹インフラの事前審査については、「外部への依存」「外部からの妨害」などの概念が使われている。この「外部」とは何を指すのか、法案には定義がない。福島みずほ議員による「中国は外部で、アメリカは外部ではないのか」との質問に対して、小林大臣は「予断を持ってお答えすることは困難」として、まともに答えなかった。
- ・しかし、坂本雅子氏によると、アメリカは、米国経済から中国を排除する法整備を2018年から本格化させており、国防権限法2019に盛り込まれた「国防権限法889条」では、取引禁止先としてファーウェイ、ZTE、ハイクビジョン、ダーファ・テクノロジー、ハイテラの5社の中国主要IT企業を明記しているという。

# 日本の主要IT企業からの中国製ITを排除することは、日中の緊張を一気に高めるだろう

・2020年8月には第二弾の規制を開始し、五社とその関連企業の製品を使う企業が米政府と取引することも禁じた。坂本氏は、意見口述において、「国防権限法第二弾の開始の数日前の8月6日に、クラック国務次官はテレビ会議で、日本企業六社、NTT、KDDI、ソフトバンク、楽天、富士通を呼び出して、中国五社の製品の利用を排除しろと命令した。」と公述した。これは、坂本氏の新日本出版『経済』2022年6月号論文によると、ダイヤモンドオンライン20年9月28日「NTT、KDDI、ソフトバンク米政府が直接中国排除圧力の衝撃」からの引用であることが分かった。

・現実に基幹インフラからの中国IT企業の締め出しが始まれば、中国政府は大きな経済的な報復に打って出るだろう。そして、日本の多くの市民は、経済安保法を作り、日本側から経済戦争を仕掛けたことを理解していないため、中国が日本に経済戦争を仕掛けてきたと感じ、メディアも政府与党と一体となって「中国けしからん」という大合唱になるだろう。

- ・中国企業との貿易をしている企業や労働者に対する監視や刑事捜査の危険も高まる。経済安保法の発動そのものが戦争の危機を招来する可能性がある。

| 米国のターゲットとなった中国企業                                                                                                                |     |      |          |      |                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|----------|------|----------------------------|
|                                                                                                                                 | 国・民 | 創業   | 売上高      | 海外比率 | 主な事業<br>(世界シェア)            |
|  <b>ファーウェイ</b><br>(華為技術)<br>HUAWEI             | 民営  | '87年 | 9兆9600億円 | 49%  | 通信基地局1位<br>スマホ2位<br>ルーター2位 |
|  <b>ZTE</b><br>(中兴通讯)<br>ZTE                   | 国有  | '85年 | 1兆7900億円 | 43%  | 通信基地局4位<br>スマホ9位           |
|  <b>ハイクビジョン</b><br>(杭州海康威視数字技術)<br>HIKVISION  | 国有  | '01年 | 6900億円   | 29%  | 監視カメラ1位                    |
|  <b>ダーファ・テクノロジー</b><br>(浙江大华技術華為技術)<br>DAHUA | 民営  | '01年 | 3100億円   | 36%  | 監視カメラ2位                    |

2018年12月18日 日刊SPAより

# 経済安保法は、2021年4月の菅・バイデン日米共同声明を具体化したものである

- ・2021共同声明は、日米が中国の行動を国際秩序に合致しないとし、東シナ海と南シナ海での中国の現状変更の試みや不法な海洋権益拡大に日米が共同で反対すると宣言した。
- ・この声明の後半では「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」を立ち上げ、日米技術協力を「生命科学、バイオテクノロジー、人工知能（AI）、量子科学、民生宇宙分野」などで進めるとしている（これが経済安保推進法の第3の柱だ）。

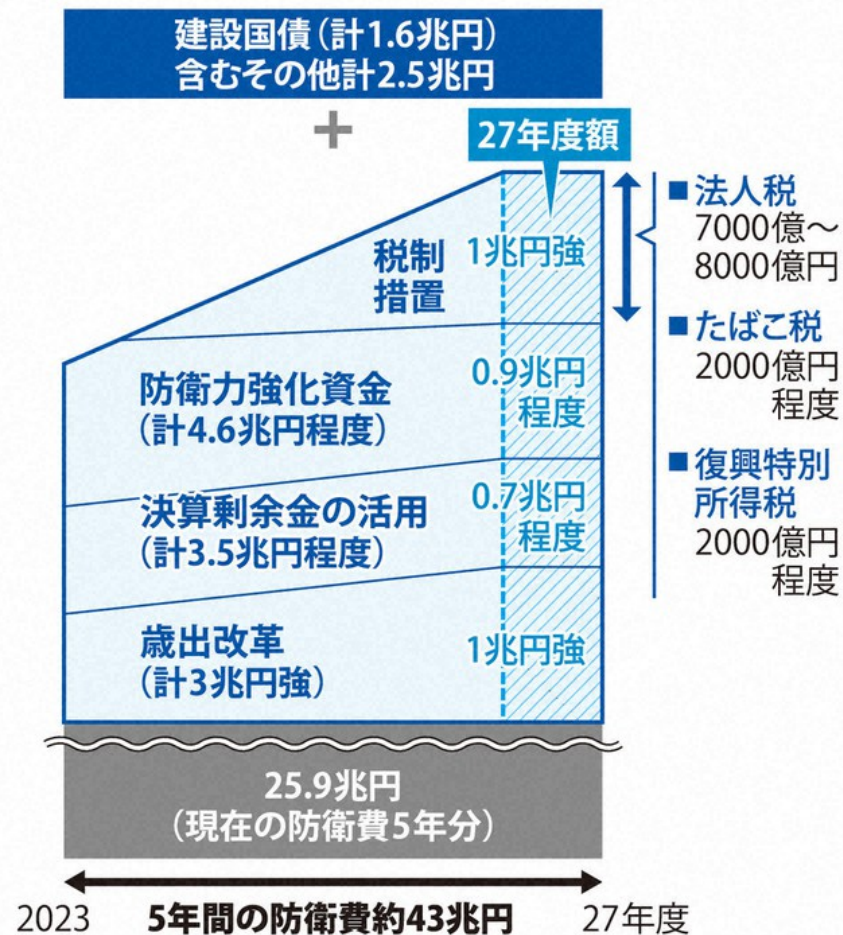


# **中国系のITシステムを締めだす →中国の禁輸措置への対応**

- ・アメリカが進めている中国の5G関連業者の排除に、日本も共同歩調をとり、「信頼するに足る事業者に依拠する」すなわち、「中国系のITシステムを締めだす」ことが声明されている（これが経済安保推進法の第2の柱だ）。
- ・そのうえで、「半導体を含む機微なサプライチェーンについて連携する」、すなわち、「中国の進めるサプライチェーンの脱中国化」を日本が補完することが合意されているのである（これが経済安保法の第1の柱だ）。
- ・坂本氏は、経済安保推進法の4本柱は、この声明の具体化だったと指摘したのである。
- ・この指摘は、防衛三文書と基本方針・基本指針によって現実化した。

## 第6 防衛三文書 を実行するための 安全保障法制 2023 防衛財源 確保法と 軍需産業強化法

### 防衛費の財源確保の概要



# 野党の反対にもかかわらず、 防衛財源確保法が成立

- 防衛財源確保特措法案は、大軍拡の財源となる「防衛力強化資金」という基金を創設し、大軍拡予算を固定化するための法案である。
- 財源に充てる税外収入をためる「防衛力強化資金」の設置を盛った。特別会計の剰余金など約1.5兆円の税外収入を特例的に確保する規定も明記した。これらを防衛費の増額に充てれば、他の経費の財源は減る。政府の債務が膨らむ恐れもある。
- 病院を運営する2つの独立行政法人の積立金から、計746億円を本来より前倒して国庫に返納させる。政府の投融资を管理する「財政投融资特別会計」から2000億円、為替介入に備える「外国為替資金特別会計」から1.2兆円を一般会計に繰り入れる。
- これらを防衛力強化資金にため、複数年度かけて使う。法案で手当てする1.5兆円とは別に、政府は国有財産売却などで3.1兆円ほどの税外収入の確保も見込む。計4.6兆円のうち2023年度に1.2兆円を使い、残りは24年度以降の防衛費の増額分に充てる。

# 増税・新たな国債発行・国債償還ルールの見直しも

- 政府は今後5年間の防衛費の総額を43兆円とした。40.5兆円は毎年度の当初予算で手当てる。22年度当初の5.2兆円の5年分（25.9兆円）から14.6兆円程度の上積みとなる。税外収入で4.6兆～5兆円強、決算剰余金の活用で3.5兆円程度、歳出改革で3兆円強をまかなう。残りを24年以降の増税で確保する。具体的な実施時期は決まっていない。
- 税外収入は本来、一般会計全体で使えるはずのお金だ。他の経費に充てる財源は減り、税収が増えなければ新規国債で穴埋めすることになる。決算剰余金も年度途中の補正予算の財源に充てるケースが目立つ。これまで通りの補正編成を続ければ、新たな国債発行が必要となる。
- 自民党は増税以外の財源確保策を検討する特命委員会を1月に立ち上げた。国債の「60年償還ルール」の見直しを求める意見がある。

# 武器・兵器産業の開発生産基盤強化法＝軍需産業強化法 ＝企業版秘密保護法は、立憲民主党も賛成して成立



# 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案

## 防衛産業の位置付け明確化 (第1条、第3条)

- ・ 装備品等の開発及び生産のための**基盤を強化**することが**一層重要**となっていることを**明確化**
- ・ 防衛大臣が**基盤の強化に関する基本方針を定め、公表**

## サプライチェーン調査 (第8条) 対象：任務に不可欠な装備品を製造する企業

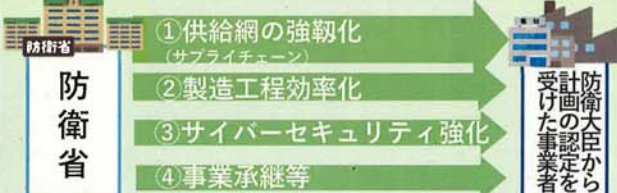
- ・ 調査により、防衛省が**サプライチェーンリスクを直接把握**
- ・ 企業は防衛省の調査に対して**回答の努力義務**

⇒調査の結果を以下の措置にも活用し、**基盤の強化**を図る



## 基盤強化の措置 (第4条～第7条)

対象：任務に不可欠な装備品を製造する企業  
防衛装備品等の製造に資する企業の取組について、  
サプライヤーも含め、**経費を直接的に支払**。  
⇒**様々なリスクへの対応や防衛生産基盤の維持・強化**



## 装備移転円滑化措置 (第9条～第25条)

対象：装備移転を行う企業  
装備品等の**仕様・性能等**を  
**変更する費用**に対する**助成金**の交付



## 資金の貸付け (第26条)

対象：装備品を製造する企業



## 製造施設等の国による保有 (第29条～第33条)

対象：任務に不可欠な装備品を製造する企業  
上記の措置を講じてもなお、他に手段がない場合、**国自身が製造施設等を保有し、企業に管理・運営させることを可能とする**。  
⇒**企業の固定費負担等の軽減を図りつつ、国内基盤を維持**



## 装備品等契約における秘密の保全措置 (第27条、第28条)

(第27条、第28条)



# 防衛(兵器)産業の位置付けを明確化

- 第 1 に、本法案は、**防衛(兵器)産業の位置付けを明確化**し、兵器(この法案では「装備品等」と名付けられているが、その本質は兵器であるので、「兵器」と呼ぶ。)の開発・生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることを明確化するための法案と説明されている。そのため、防衛大臣が兵器の開発と生産の基盤の強化に関する基本方針を定め公表するとされる（第 1 条、第 3 条）。

# 武器製造業についてサプライチェーンまで国に報告する努力義務が課される

- 第2に、任務に不可欠な兵器を製造する企業に対して、**サプライチェーン調査**（第8条）を定め、調査により、防衛省がサプライチェーンリスクを直接把握できるようにするとされる。企業は防衛省の調査に対して回答の努力義務を負い、**企業の調達先を国が直接把握するシステムを構築しようとしている**。そして、この調査の結果を以下の措置にも活用し、基盤の強化を図るとしている。

# 武器産業に金をつぎ込む

- 第3に、兵器の製造に資する企業の取組について、サプライヤーも含め、経費を直接的に支払うことを可能とする。そのことにより、様々なリスクへの対応や兵器生産基盤の維持・強化を図るとしている。そして、**基盤強化の措置**（第4条～第7条）として、防衛省は、防衛大臣から計画の認定を受けた事業者に対して、
  - ①供給網の強靱化（サプライチェーン）、
  - ②製造工程効率化、
  - ③サイバーセキュリティ強化
  - ④事業承継等についての経費を直接支払うことができる。
- **装備移転円滑化措置**（第9条～第25条）として、防衛省が、装備品等の仕様・性能等を変更する費用に対して助成金を交付するシステムを構築するとしている。さらに、装備品製造等事業者に対して、**日本政策金融公庫による貸付け**についての配慮をするとしている（第26条）。
- **兵器生産企業に対する国の直接・間接の資金供与を可能にする仕組みをつくらうとしている。**

# 製造施設等の国による保有

- ・第4に、製造施設等の国による保有について規定し（第29条～第33条）、上記の措置を講じてもなお、他に手段がない場合、国自身が製造施設等を保有し、企業に管理・運営させることを可能とするとしている。兵器の国産政策を維持するため、倒産しかかっている兵器産業を国有化しようというのである。

# 2023/5/30参院外交防衛委員会で、杉原浩司 NAJAT(武器輸出反対ネットワーク)代表が参考人意見述べた。

- 軍需産業強化法案は、攻撃的な殺傷武器の輸出に道を開き、日本を『平和国家』から『死の商人国家』への堕落させるものだ と批判した。
- これに対して、松川るい氏（自民）は「レッテル貼りで、防衛産業が後ろ指をさされることはあってはならない」
- 音喜多駿氏（維新）は「死の商人とか強い言葉もあるが、平和を目指す一致点は変わらない。前を向いた議論をしていければ」
- 杉原氏は「後ろ指をさされるようなことをやらせようとしているのが、武器輸出を促進しようとする政府与党で、法案に賛成している会派の皆さんだ」と反論。

#山添拓 #杉原こうじ

死の商人国家に堕落 2023.5.30

軍需産業支援法案 参考人が陳述 参院\_外交防衛委員会



日本は「死の商人国家」へと、急速に墮落しつつある。



# 法成立後に、やっぱり、殺傷武器の輸出解禁が、与党協議のテーブルに！

- この軍需産業強化法に立憲民主党が賛成したことは、極めて危険な情勢を象徴している。
- 反対したのは、共産党とれいわ新選組、社民党と立憲の安倍・近藤議員らは棄権した。
- 法成立後には、堰を切ったように、殺傷武器の輸出解禁の方向性が打ち出された。
- しかし、共同通信の5月の世論調査では、殺傷能力を持つ武器の輸出を「解禁すべきだ」と答えたのは20%。
- 「殺傷能力のない武器輸出にとどめるべきだ」が54%、「武器輸出は全面的に禁止すべきだ」の23%と合わせると、殺傷能力のある武器輸出に反対する意見は77%。
- 同調圧力に屈しないで、今こそ、叫ぼう。
- 日本を「死の商人国家」にしてはならないと。



# 軍事ODAをすすめるため、外務省に「安全保障協力室」が、新設/同志国への武器・兵器供与を推進（7月11日朝日）

- ・ 外務省は11日、外交目的などを共有する「同志国」の軍に装備品などを提供する新たな枠組み「政府安全保障能力強化支援（OSA）」を推進するため、新たに「安全保障協力室」を約10人体制で立ち上げた。
- ・ OSAは従来の政府の途上国援助（ODA）では対象外だった軍への支援を可能にする仕組みで、同志国の安全保障能力や抑止力の向上を後押しするのが狙い。2023年度当初予算で約20億円を計上しており、まずはフィリピンやマレーシアなど4カ国に防衛装備品を無償供与する方向で調整している。
- ・ 林芳正外相は同日の記者会見で「意義のある案件を形成し、着実に実施していく。モニタリングをはじめとする事後のフォローアップを適切に行っていく」と語った。



## これは「企業版秘密保護法」だ

第5に、武器製造契約における秘密の保全措置について規定し、兵器等の機微情報の保全を強化するとしている（第27条、第28条）。

「装備品等秘密の取扱いの業務に従事する従業者は、その業務に関して知り得た装備品等秘密を漏らしてはならない。装備品等秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。」と定め、企業の従業員にも法的な守秘義務を課している。

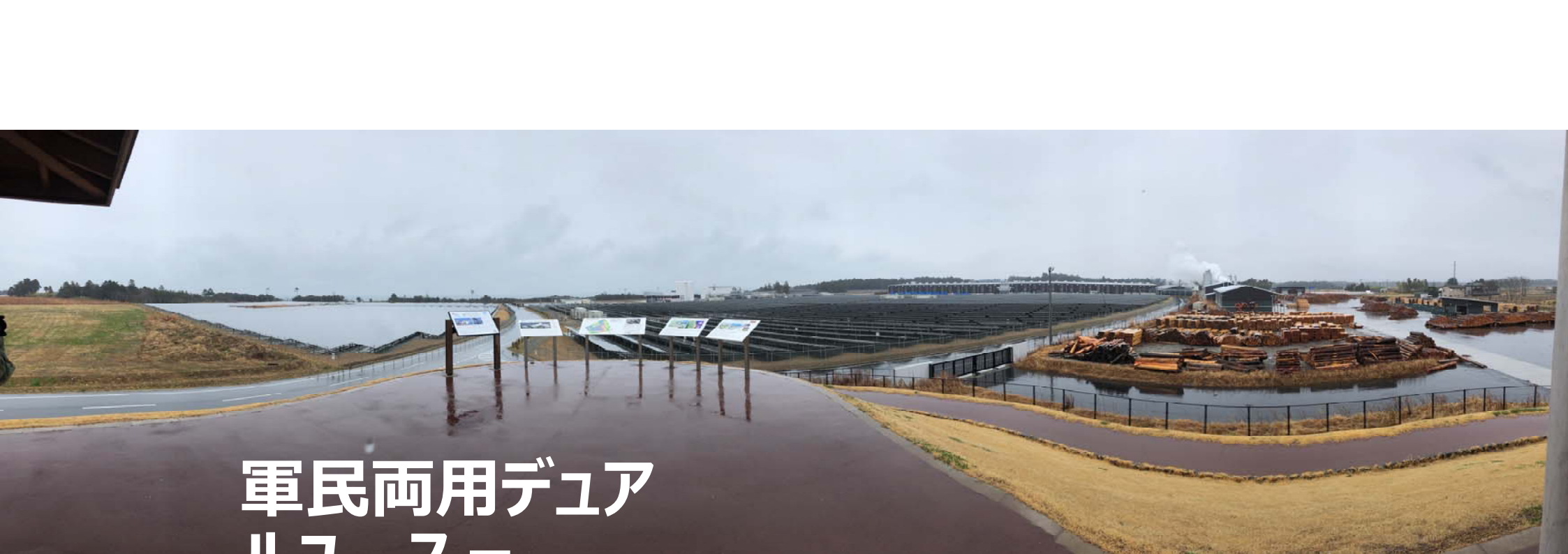
法案37条は、サプライチェーンについて報告又は資料の提出の求めに係る事務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らし、又は盗用した者は、**2年以下**の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処することとしている。

法案38条は、装備移転支援業務に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した者と装備品等秘密を漏らした者は、**1年以下**の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するという刑事罰を定めている。

このような法制度は、処罰の対象とされる「装備品等秘密」の要件が、極めてあいまいであり、国の特定秘密保護制度を兵器産業従事者にまで拡大するものであって、「企業版秘密保護法」を制定しようとするものにほかならない。

# 市民の知る権利と表現の自由、ひいては我が国の民主主義を危機へと導く「企業版秘密保護法」

- ・現在、政府が防衛3文書により大軍拡を図る方針を明らかにしている中で、その当否をめぐる国民的な討論が必要である。防衛省が調達している兵器についても、その必要性が厳しく吟味されなければならない。
- ・ところが、法案は、**防衛省が調達している兵器技術の内容を秘密にし、これに関する国民的な討論を著しく萎縮させる効果を持っている。**国民の知る権利と表現の自由、ひいては我が国の民主主義を危機へと導く「企業版秘密保護法」である。
- ・しかし、立憲民主党はこの制定に賛成してしまった。野党の核が戦争の危機を煽る同調圧力に屈したといわざるを得ない。



# 軍民両用デュアルユース＝ イノベーション コースト

イノベーション・コースト、とりわけロボットテストフィールドと福島国際研究教育機構こそが、この官民共同で、軍事と民生のデュアルユースを目指す、研究開発拠点の一つではないかと指摘されている。

# 福島国際研究教育機構とロボットテストフィールドをめぐって



2022/9/17NHK報道より 岸田総理が福島県訪問、浪江町「福島国際研究教育機構」予定地を視察。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

- ・まず、福島国際研究教育機構は福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議の提言に基づいて設置された。理事長は山崎光悦氏であるが、経済安保のキーマン上山隆大・内閣府総合科学技術・イノベーション会議常勤議員も有識者会議委員となっている。

- ・「創造的復興の中核拠点」として、研究開発、その成果の産業化及び人材育成の中核となる福島国際研究教育機構の整備を推進するとしている。令和元年7月から約1年にわたり有識者会議を開催し、令和2年12月に政府としての基本方針を策定、2021年11月に法人形態等を決定、2022年2月に機構の設立に必要な法律案を閣議決定し、同年3月に基本構想を決定した。これが、経済安保法にうたわれているシンクタンクの一つではないかと指摘されている。

- ・(吉田千亜氏 オンラインセミナー「帰還困難区域に軍事研究拠点？～「福島イノベーション・コースト構想」と経済安保法の距離～」における報告から構成)

# 核戦争、生物化学兵器戦争を想定した訓練が

- また、この官民共同の技術協力の拠点の一つが福島県の浜通り、帰還困難区域に設けられた「福島ロボットテストフィールド」(RTF)ではないか。福島イノベーション・コースト構想に基づいて整備され、2020年から開始されたRTFは、無人航空機、災害対応ロボット、水中探査ロボットといった陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点とされる。
- 開所式で所長のあいさつで、「インフラや災害現場など実際の使用環境を再現することで陸・海・空ロボットの性能評価や操縦訓練等ができる世界に類を見ない施設」と紹介している。本当にこれは福島第一原発の廃炉に使うロボットだけを研究するための施設なのだろうか？
- 「陸・海・空」という言葉遣いは自衛隊を想起させる。災害対応とは謳っているものの、防衛省陸上装備研究所がイノベーションコースト構想研究会に示した「ロボットテストフィールドの活用」(福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会(第6回)配布資料平成26年6月9日)というプレゼン資料では、水中で活動したり、CBRN対応となっている。

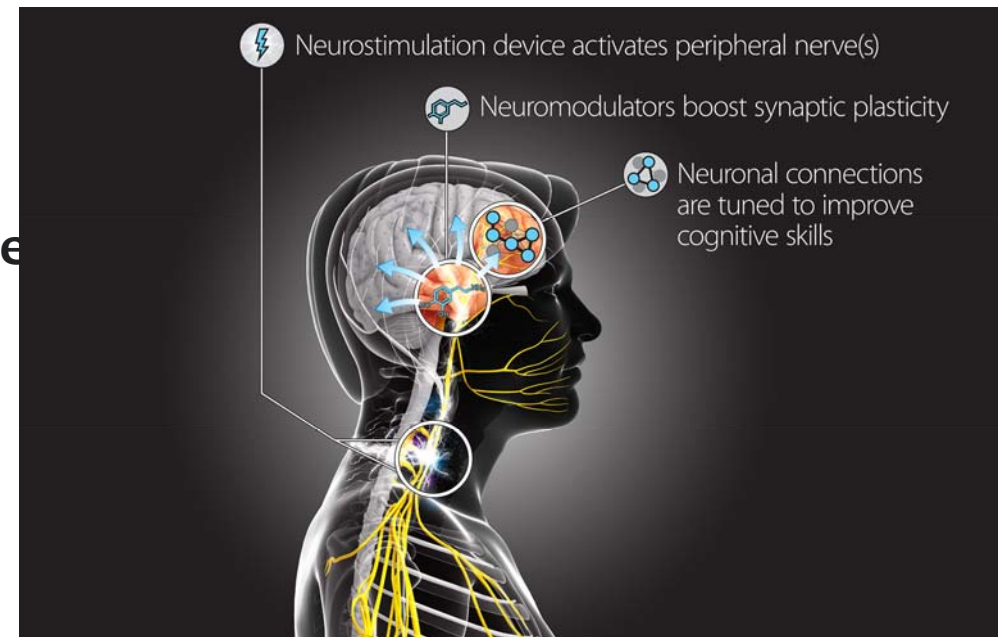


# DARPAとは何か？

アメリカ国防高等研究計画局

(Defense Advanced Research Projects Agency)

- 軍隊使用のための新技術開発および研究を行うアメリカ国防総省の機関
- 核戦争後の通信の確保を目的としてインターネットの前身ARPANETを開発した。
- ベトナム戦争時の枯葉剤作戦などもDARPAが開発した。
- 全地球測位システムGPSやドローン技術も。
- 現在の焦点は人間の脳のシミュレーション技術(BCI)
- 革新的技術開発を主導してきたといえるが、秘密研究による大規模な人権侵害も生み出してきた。



# 遠隔操縦 離隔距離最大は20キロ

## 2. 運用構想例



CBRNとは、ケミカル、バイオ、ラジオアクティブ、ニュークのこと、化学兵器、生物兵器、放射能汚染、核災害対応までが研究対象とされているのである。これは、福島原発技術の研究施設と説明されてきたが、軍事にも転用できる、AI、ロボット、ドローン研究の拠点とみるのが、順当なところだろう。RTFは、改正された福島復興特措法に、法的にも取り込まれ、福島復興予算が投じられている。復興予算を軍民共同技術の開発に流す予算の仕組みとしても、注目される。

5



- ・CBRN汚染災害における初動対応
- ・汚染地域内の無人作業車両を遠く離れた非汚染地域から遠隔操縦（離隔距離最大約20kmを目指す）

防衛省陸上装備研究所がイノベーションコースト構想研究会に示した「ロボットテストフィールドの活用」(福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会（第6回）配布資料平成26年6月9日より引用

# 巨大な軍産学複合体が出現する危険性

- ・「協議会」の設置は、軍事技術につながる特定重要技術の研究開発を予算を通じて国家が一元的に管理・統制するアメリカのDARPAに匹敵するシステムとなるおそれがある。
- ・シンクタンクは、学位の授与をできるとされ、歯止めのない軍事研究開発の推進へと繋がりがねず、憲法9条と抵触する。
- ・軍事目的の学術・研究開発を否定してきた国是を変えようとするもの
- ・国家が学術研究の内容に介入することにより学問の自由（憲法23条）を侵害するおそれがある

第7 セキュリティ・クリアランス束ね法案が次の通常国会に提案される。法案は、経済安保四分野などに秘密保護の法制を拡大し、多数の研究者と民間技術者に秘密保護義務と適性評価を科すこととなる



# 自由権規約委員会から重なる法改正の勧告

- ・自由権規約委員会は第六回(2014)・第七回(2022)の審査で、
- ・特定秘密の対象となる情報カテゴリーを明確にすること、
- ・国家の安全という抽象的な概念により表現の自由を制約するのではなく自由権規約19条3項に則った制約となるようにすること、
- ・公共の利益に関する情報を流布することにより個人が処罰されないこと
- ・を保障することを政府に求め続けている。



2014.11.21 stop秘密保護法大集会

# 秘密保護法の根本的欠陥

## 政府の違法行為が秘密にされ、戦争の途を開く

- ・秘密保護法対策弁護団は、法違反の刑事事件についての弁護体制を整えると共に、秘密保護法廃止運動を担うために、2014年1月24日に結成された。
- ・秘密保護法には根本的な欠陥があり、何が秘密に指定されるかが限定されず、政府の違法行為を秘密に指定してはならないことも明記されていない。公務員だけでなく、ジャーナリストや市民も、独立教唆・共謀・煽動の段階から処罰される可能性がある。最高刑は懲役10年の厳罰である。政府の違法行為を暴いた内部告発者、ジャーナリスト、市民活動家を守る仕組みも含まれていないし、政府から独立した「第三者機関」も存在しない。
- ・特定秘密の2021年末時点での指定件数は659件で、防衛省の指定件数が最も多く、375件に及ぶ。同時点での特定秘密が記録された行政文書数で見ると、防衛省は20万5454件という膨大な数に上る。特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、全体が13万4297人のところ、防衛省が突出して多く、12万3234人で、90%を超えている（以上につき、2022年6月付け政府報告参照）。防衛省が特定秘密の指定を乱発し、秘密の範囲を恣意的に拡大し、かえって秘密の管理が制御不能になっていることが浮かび上がる。

# 秘密保護法違反第一号事件

## 秘密の内容は、明らかにならず。

- このような中、防衛省は、秘密保護法で定められた「特定秘密」をOBに漏らしたとして、海上自衛隊の1等海佐を昨年12月26日付けで懲戒免職処分にし、自衛隊内部の捜査機関である警務隊は1等海佐を秘密保護法違反で書類送検した。
- 防衛省発表の「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について」と題する報告書及び報道によると、1等海佐は、海自で情報を専門的に扱う情報業務群の司令を務めていた2020年3月、すでに退職していた元自衛艦隊司令官・海将に対して最新の安全保障情勢に関する説明を行った際、秘密保護法で定められた「特定秘密」にあたる「我が国周辺の情勢に関し収集した情報等に関する特定秘密」などを漏らしたとされている。
- 1等海佐と元海将は過去に上司・部下の関係であり、元海将以外への情報漏えいは確認されなかったという。元海将は講演などの機会があり、正確な情報を把握するため可能な範囲で説明を依頼したものであり、「特定秘密」など秘密の情報の提供依頼はなかったと報じられている。
- この事件は、3月14日、元海佐は不起訴処分とされ、秘密の内容は明らかにされなかった。漏えいしたとされる特定秘密が真に秘密保護法で保護されるべき情報であったかを検証することはできない。秘密保護法によって、恣意的に刑事手続が発動されるおそれがあることも明らかになった。

# 2023年6月6日 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議 中間論点整理



## いわゆる「セキュリティ・クリアランス」の概要

□ いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、国家における情報保全措置の一環として、①**政府が保有する安全保障上重要な情報を指定**することを前提に、②当該情報に**アクセスする必要がある者（政府職員及び必要に応じ民間の者）**に対して政府による**調査**を実施し、当該者の**信頼性を確認した上でアクセス権を付与する制度**。③**特別の情報管理ルールを定め、当該情報を漏洩した場合には厳罰を科すことが通例**。

### ①情報指定

政府が保有する安全保障上重要な情報を指定



### ②調査を実施して信頼性確認 （「アクセス権（セキュリティ・クリアランス）」を付与）



指定された情報にアクセスしようとする者  
（基本的に自国民が対象）

### ③情報漏えい時の厳罰を含む 特別の情報管理ルール



これらと併せて、  
民間事業者に政府から情報が共有される  
場合には、民間施設の保全体制を確認  
（施設クリアランス）



# まず、経済安保の四分野を特定秘密保護法の中に取り込む。そして、民間企業の構成員もプライバシーチェックの対象とされる。

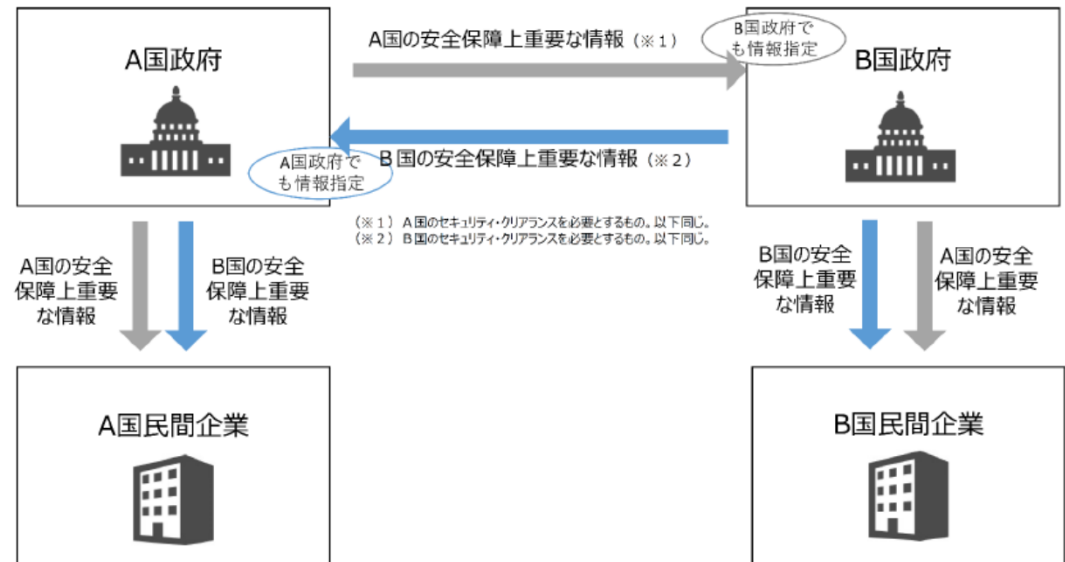
## セキュリティ・クリアランスに関する有識者会議のメンバー

- ◎渡部俊也 (東大副学長)
- ・久貝 卓 (日本商工会議所常務理事)
- ・小柴満信 (JSR名誉会長)
- ・原 一郎 (経団連常務理事)
- ・富田珠代 (連合中央執行委員)
- ・梅津英明 (弁護士)
- ・境田正樹 (弁護士)
- ・北村 滋 (前国家安全保障局長)
- ・鈴木一人 (東大院教授)
- ・永野秀雄 (法政大教授)
- ・細川昌彦 (明星大教授)

(注) ◎は座長

## セキュリティ・クリアランスと安全保障上重要な情報のやりとりのイメージ

- 政府が保有する安全保障上重要な情報へのアクセス権（セキュリティ・クリアランス）は、基本的には自国民を対象に付与される。
- 外国政府の安全保障上重要な情報にアクセスするためには、自国政府を通じて行う必要がある。  
※国によっては制度の差異あり。



## 経済安保法の枠組みと主な問題点

| 提言の主な柱  |           |                 | 条     | 主な内容と問題点等                                                                                                                                       | 主な措置                                                         |
|---------|-----------|-----------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則  |           |                 | 1～5   | 目的、 <b>基本方針</b>                                                                                                                                 | ・安全保障を確保するため合理的に必要なと認められる限度において行わなければならない                    |
| 戦略的自律性  | 柱1<br>第2章 | サプライチェーン多元化・強靱化 | 6～48  | <b>基本指針</b> 特定物資の管理・支援・統制（半導体、蓄電池、医薬品、パラジウム、クラウド、肥料、船舶関係等）官民癒着・忖度、事業者への天下り、アメと鞭の危険性                                                             | ・国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資<br>・事業者の計画の認定・支援措置、規制           |
|         | 柱2<br>第3章 | 基幹インフラ供給・確保     | 49～59 | <b>基本指針</b> 特定社会基盤事業（①電気、②ガス、③石油、④水道、⑤鉄道、⑥貨物自動車運送、⑦外航貨物、⑧航空、⑨空港、⑩電気通信、⑪放送、⑫郵便、⑬金融、⑭クレジットカード）特定重要設備の管理・統制、官民癒着・忖度、事業者への天下り、アメと鞭の危険性              | ・重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査<br>・勧告・命令等を措置                         |
| 戦略的不可欠性 | 柱3<br>第4章 | 技術基盤            | 60～64 | <b>基本指針</b> 特定重要技術の定義なし（先端技術の研究開発、機微技術の研究開発）罰則付き研究協議会・シンクタンク等による研究情報管理、研究の遂行管理、官民伴走→社会実装（軍民）、国費による先端技術研究は監視の対象となりうる。研究の自由・発表の自由の制約が起こりうる。       | ・先端的な重要技術の研究開発の促進<br>・官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。 |
|         | 柱4<br>第5章 | 特許非公開           | 65～85 | <b>基本指針</b> 秘密特許（特許の非公開）恣意的運用の危険性、研究の自由・発表の自由の制約が起こりうる。                                                                                         | ・安全保障上機微な発明の特許出願<br>・非公開指定<br>・外国出願の制限                       |
| 第6章 雑則  |           |                 | 86～91 |                                                                                                                                                 |                                                              |
| 第7章 罰則  |           |                 | 92～99 | 第15条、第19条、第20条、第22条、第37条、第38条、第40条、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第58条、第62条、第63条、第64条、第67条、第70条、第73条、第74条、第77条、第78条、第80条、第84条、第92条、第94条（計26ヶ条に罰則規定あり） |                                                              |
| 附則      |           |                 | 1～11  |                                                                                                                                                 |                                                              |
| 附帯決議    |           |                 | 1～17  |                                                                                                                                                 |                                                              |

経済安保法、基本方針・基本指針等から井原作成

1  
<#>

# 膨大な束ね法案＝拡大秘密保護法の登場だ！ 改正の対象とされる可能性のある法律は？

- **特定秘密保護法**：経済安保四分野の取り込みは必須・さらに、サイバー脅威情報・防衛策、宇宙サイバーの国際共同開発、(中間論点整理2/5頁)
- **秘密指定の複層化**(トップシークレット・シークレット・コンフィデンシャル (中間論点整理5頁))
- アメリカの「国家産業保全計画」の導入(中間論点整理6頁)
- 民間までを含めた、ポータビリティのあるセキュリティ信頼性の確認手続きの導入(中間論点整理6頁)
- **信頼性確認に関する調査とプライバシーの保護、労働法令との関連の整理**(中間論点整理7/8頁)
- **公文書管理に関わる諸制度・原子炉等規制法・営業秘密制度(不正競争防止法)、特許出願非公開制度、輸出管理制度**も検討対象とする(中間論点整理8頁)

# 高市早苗経済安全保障担当大臣の 8月1日の閣議後の会見

- 「（問）今後の法体系の在り方について、特定秘密保護法の改正という報道もございますが、大臣のお考えがあれば、よろしくお願いします。」
- （答）経済安全保障に関するセキュリティ・クリアランス制度の創設に関しまして、私自身の考え方としましては、特定秘密保護法で対応することを考えておりません。経済安全保障推進法に新たな章立てをしたいと思っております。/ただし、特定秘密保護法と全く関係ないかといえは、そうではなくて、例えばポータビリティの問題がございます。/制度の創設そのものを、特定秘密保護法をメインにしてやるかといえは、そういったことは決まっておりません。」
- このように、高市担当大臣は、特定秘密保護法に関連した法改正であることは認めつつ、経済安全保障法の新たな章立てをすると説明し、反対の声が起きにくくしている。
- しかし、このような提案に基づいて、特定秘密保護法の対象に取り込むことなく、経済安全保障分野の情報について厳罰を科すような法制度は、秘密の指定や、違法秘密の指定禁止、議会や独立公文書管理監の監督なども受けないこととなり、弊害はより大きなものとなる。

# 高市担当大臣の8月25日の記者会見では、違反への法定刑は懲役10年が計画されている。

- 高市担当大臣は、2023年8月25日の記者会見で、次のように述べている。
- 「（SC制度の）罰則についても、…他の法制度とのバランスが重要だと思います。他国の事例を見ましても、やはり重要な情報に関する漏えいについては、厳罰で臨むのが通例になっております」
- 「日本国内の法律で考えますと、例えば、企業の方々に一番なじみがあるのは不正競争防止法だと思います。これも営業秘密の漏えいは、10年以下の懲役になっておりますので、他法とのバランスも考えながらの検討でございます」
- 他国や不正競争防止法並みの厳罰化が指向されていること、法定刑としては10年が想定されていることは明らかである。

## 軍事産業だけでなく、サプライチェーン、主要インフラ企業で働く技術者と家族が適性評価の対象とされる

- 膨大な産業で働く労働者である技術者が、セキュリティ・クリアランスの対象とされる。信頼性の確認を受けることは家族まで含めてプライバシーを丸裸にされる。「任意」とされるが、拒めば、会社に取り組む最先端の研究開発から外されることとなる。拒否する自由はない。
- 守秘義務は、会社を辞めても一生続く。自らの専門分野を活かした転職は難しくなる。生涯、研究発表も特許も難しくなる環境下で、軍事に関連する分野で働き続けるしかなくなる。

# 軍民デュアルユースの最先端は、人工知能兵器、兵士の強化改造に踏み込みつつある

- ・ 棚島次郎氏(三菱化学生命科学研究所主任研究員・生命倫理政策研究会共同代表)は、近著『科学技術の軍事利用 人工知能兵器、兵士の強化改造、人体実験の是非を問う』のなかで、軍民デュアルユース研究の最先端の状況を紹介している。
- ・ 「ゲノム編集技術CRISPR-Cas9」を米国家情報長官の「世界規模の脅威の評価」の年次レポート2016年版では潜在的な大量破壊兵器,2022年版では新規の生物兵器の開発を可能にする軍民デュアルユース技術として名指しされている。

# 完全自律致死性兵器システムと 部分的致死性兵器システム

- 2020年、リビアの内戦で、AIの働きにより、敵を自動的に捕捉して攻撃する無人機(トルコ製Kargu-2)が、実戦に使われた(国連安全保障理事会の専門家パネル2021報告書)。
- ロシアのウクライナに対する侵攻においても、2022年に自動兵器システム(KUB-BLA)を使用、ウクライナもアメリカ製の自爆型ドローンを使用している。このような兵器は、米・露だけでなく、中国、トルコ、オーストラリア、イスラエルなどが開発している。
- さらに、米DARPAは、高度の人工知能を備え、人間の指令・関与なしに、敵を識別し、攻撃できる、完全自律致死性兵器システム(Lethal Autonomous Weapon System LAWS)も開発途上とされる。

# 日本政府は完全自律型のシステムは開発しないという立場を表明

- ・3月21日、我が国は、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みの下で、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合（GGE）の2019年第一会期が同月25日から29日まで開催されるに当たり、作業文書を提出。
- ・日本の考え方としては、日本は、完全自律型の致死性を有する兵器を開発しないという立場であるとしたが、有意な人間の関与が確保された自律型兵器システムについては、ヒューマンエラーの減少や、省力化・省人化といった安全保障上の意義があるとしている。

# **2023年11月国連第一委員会は、自立型兵器システムの開発に反対する決議を採択した。**

- **2023.11.2自律型致死性兵器システムLAWSの開発について、事務総長に対して、調査を行い、法的拘束力を持つ文書を準備することを求める国連第一委員会決議が採択された。**
- **オーストリアと43か国の共同提案国の提案したこの決議は、10年の討議を経て、ついに164か国が賛成、5か国(ロシア、マリ、インド、ナイジェリア、ベラルーシ)が反対、8か国(中国、DPRK、イラン、イスラエル、サウジアラビア、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦)が棄権する中で採択された。**

A/C.1/78/L.56 WHOLE

## 99 Lethal Autonomous Weapons Systems



|               |                |                 |                |                |                |                 |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| AFGHANISTAN   | CAMEROON       | FINLAND         | KUWAIT         | NEPAL          | SAUDI ARABIA   | UKRAINE         |
| ALBANIA       | CANADA         | FRANCE          | KYRGYZSTAN     | NETHERLAN...   | SENEGAL        | UNITED ARA...   |
| ALGERIA       | CENTRAL AF...  | GABON           | LAO PDR        | NEW ZEALAND    | SERBIA         | UNITED KING...  |
| ANDORRA       | CHAD           | GAMBIA          | LATVIA         | NICARAGUA      | SEYCHELLES     | UNITED REP T... |
| ANGOLA        | CHILE          | GEORGIA         | LEBANON        | NIGER          | SIERRA LEONE   | UNITED STAT...  |
| ANTIGUA-BA... | CHINA          | GERMANY         | LESOTHO        | NIGERIA        | SINGAPORE      | URUGUAY         |
| ARGENTINA     | COLOMBIA       | GHANA           | LIBERIA        | NORTH MAC...   | SLOVAKIA       | UZBEKISTAN      |
| ARMENIA       | COMOROS        | GREECE          | LIBYA          | NORWAY         | SLOVENIA       | VANUATU         |
| AUSTRALIA     | CONGO          | GRENADA         | LIECHTENSTEIN  | OMAN           | SOLOMON IS...  | VENEZUELA       |
| AUSTRIA       | COSTA RICA     | GUATEMALA       | LITHUANIA      | PAKISTAN       | SOMALIA        | VIET NAM        |
| AZERBAIJAN    | COTE D'IVOIRE  | GUINEA          | LUXEMBOURG     | PALAU          | SOUTH AFRICA   | YEMEN           |
| BAHAMAS       | CROATIA        | GUINEA-BISS...  | MADAGASCAR     | PANAMA         | SOUTH SUDAN    | ZAMBIA          |
| BAHRAIN       | CUBA           | GUYANA          | MALAWI         | PAPUA NEW ...  | SPAIN          | ZIMBABWE        |
| BANGLADESH    | CYPRUS         | HAITI           | MALAYSIA       | PARAGUAY       | SRI LANKA      |                 |
| BARBADOS      | CZECHIA        | HONDURAS        | MALDIVES       | PERU           | SUDAN          |                 |
| BELARUS       | DEM PR OF K... | HUNGARY         | MALI           | PHILIPPINES    | SURINAME       |                 |
| BELGIUM       | DEM REP OF ... | ICELAND         | MALTA          | POLAND         | SWEDEN         |                 |
| BELIZE        | DENMARK        | INDIA           | MARSHALL IS... | PORTUGAL       | SWITZERLAND    |                 |
| BENIN         | DJIBOUTI       | INDONESIA       | MAURITANIA     | QATAR          | SYRIAN ARA...  |                 |
| BHUTAN        | DOMINICA       | IRAN (ISLAMI... | MAURITIUS      | REP OF KOREA   | TAJIKISTAN     |                 |
| BOLIVIA       | DOMINICAN ...  | IRAQ            | MEXICO         | REP OF MOL...  | THAILAND       |                 |
| BOSNIA-HER... | ECUADOR        | IRELAND         | MICRONESIA...  | ROMANIA        | TIMOR-LESTE    |                 |
| BOTSWANA      | EGYPT          | ISRAEL          | MONACO         | RUSSIAN FED... | TOGO           |                 |
| BRAZIL        | EL SALVADOR    | ITALY           | MONGOLIA       | RWANDA         | TONGA          |                 |
| BRUNEI DAR... | EQUATORIAL...  | JAMAICA         | MONTENEGRO     | SAINT KITTS... | TRINIDAD-TO... |                 |
| BULGARIA      | ERITREA        | JAPAN           | MOROCCO        | SAINT LUCIA    | TUNISIA        |                 |
| BURKINA FASO  | ESTONIA        | JORDAN          | MOZAMBIQUE     | SAINT VINCE... | TURKMENIST...  |                 |
| BURUNDI       | ESWATINI       | KAZAKHSTAN      | MYANMAR        | SAMOA          | TUVALU         |                 |
| CABO VERDE    | ETHIOPIA       | KENYA           | NAMIBIA        | SAN MARINO     | TÜRKÝYE        |                 |
| CAMBODIA      | FIJI           | KIRIBATI        | NAURU          | SAO TOME-P...  | UGANDA         |                 |

**+** IN FAVOUR: 164

**-** AGAINST: 5

**X** ABSTENTION: 8

# 兵士の改造・強化も研究開発が加速されている。 (ローン・フランク「闇の脳科学」(2020)より)

- 長時間眠らなくてよい/夜間の視力を高める
- 体温を調節し、食事をとらずに活動を継続できる
- 人間とコンピューターをつないで情報処理、装備の運用能力を高める
- 脳内物質を投与し学習能力を高める
- 脳への外部メモリーの接続・シリコンチップの埋め込み・電気・磁気刺激により、記憶学習能力を高める
- 認知行動療法と薬物の投与によってストレスへの耐性を高める(拷問にも耐えられるようにする)
- 国際人権自由権規約第7条は「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、**何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。**」と定めている
- このような技術は、まさに人体実験であり、軍隊内で、このような研究が行われる場合、上命下服の厳しい環境で、「自由な同意」が確保されず、人権規約に抵触することとなる可能性が強い。

# セキュリティ・クリアランス法案は、日本を死の商人 国家に転落させる拡大秘密保護法案だ！

- 国だけでなく防衛産業、軍民デュアルユース研究まで、厚い秘密のベールで覆う、膨大な束ね法案＝拡大秘密保護法となる。
- 軍事産業強化法違反の刑事罰は、拘禁刑上限1年とされているが、SC法案によって、特定秘密保護法レベルの上限10年に引き上げられる可能性がある。
- 日本の経済が、軍産学共同の軍事国家化する。
- 広汎な情報が秘密とされ、経済安保分野までを含めて、公に議論の対象とすることが難しくなる。
- 原子炉等規制法も対象とされ、次世代革新炉の研究開発などが秘密のベールに覆われて、その批判が難しくなる。

## **経済を含め、安全保障に関連する軍民デュアルユースの研究分野を秘密のベールで覆うと、重要な公的討論が成り立たなくなり、戦争への暴走は止められなくなる**

- 中間論点整理からは、秘密保護法の経済安保分野への大幅な拡大をもたらすセキュリティ・クリアランス束ね法案、すなわち拡大秘密保護法案が出てくることは確実である、政府が次の通常国会に向けて法案の準備をしていることは明らかである。
- そして、そのような法案は、日本経済の軍事化につながる。経済を含め、安全保障に関連する軍民デュアルユースの広範な分野を秘密のベールで覆うと、非人道的な戦争技術開発の現実を知り、これに歯止めをかけることもできなくなる。
- ひいては、戦争への暴走は止められなくなる。日本を「死の商人国家」にしてはならない。私たちは、特定秘密保護法をはじめとする秘密保護制度の拡大に反対し、次の通常国会にも提案が準備されている秘密保護法の経済安保分野への大幅な拡大を内容とするSC束ね法案（拡大秘密保護法案）に強く反対する。

第8 高まる戦争  
の危機に抗して、  
反戦平和を訴え、  
米中対立を戦争に  
発展させないため  
に、私たちに何が  
できるか？



水戸市の日中不再戦之碑

# 緊迫化する 米中関係

- 2022年8月アメリカ下院ペロシ議長の台湾訪問によって、米中関係、日中関係は、かつてなく緊張が高まっている。
- 中国政府は、アメリカ政府に強く抗議し、軍事演習を繰り返している。

11/29/2023



## 米中対立を戦争に発展させないために

- ・日本企業は政府のすすめで、中国に多額の投資をしてきた。大川原化工機事件の例を見ても、中国企業との貿易をしている企業や労働者が、真っ先にスパイ防止法の餌食にされるかもしれない。
- ・11月には、中国全土でゼロコロナ政策に対する抗議のデモが繰り広げられた。きっかけは、新疆ウイグル自治区ウルムチ市で10人が死亡した火災であった。厳格なコロナ対策が被害の拡大を招いたとみられている。各地に追悼の動きが広がり、抗議デモに発展した。「白い紙」は表現の自由への抑圧に対する抗議の意思の象徴だとされる。この抗議が現代中国の最大の人権問題である少数民族問題がきっかけとなっていることの意味は大きい。
- ・ロシアによるウクライナに対する侵略戦争を引き起こした最大の要因は、ロシア国内において民主主義と表現の自由が機能せず、少数者が抑圧されていることである。
- ・中国が軍事行動に踏み切るかどうかは、中国の市民の動向こそがカギを握っている。攻撃に反撃するとの論理で、経済戦争・敵基地攻撃能力の準備を進めることが、戦争の危機を招き寄せてしまうことを認識して、我々の側も自制することが大切だ。

# 経済安保法の発動によって、一気に 日中関係は戦争前夜のモードになるかもしれない

- 経済安保法が施行され、現実には基幹インフラからの中国IT企業の締め出しが始まれば、中国政府は大きな経済的な報復に打って出て、レアアースや医薬品の原料などの重要物資だけでなく、食糧まで禁輸の対象としてくるかもしれない。
- 日本の多くの市民は、経済安保法を作り、日本側から経済戦争を仕掛けたことを理解していないため、そのとき初めて中国が日本に経済戦争を仕掛けてきたと感じるだろう。メディアも政府と一体となって、「中国けしからん」の大合唱になり、戦争前夜というべき状況になることでしょう。
- 日本企業は政府のすすめで、中国に多額の投資をしてきたが、その投資対象はどうなってしまうのか。大川原化工機事件を見てもわかるように、中国企業との貿易をしている企業や労働者が、真っ先に拡大秘密保護法の餌食にされるかもしれない。

# 同調圧力に負けないために

- 戦争遂行への圧力が異常なまでに高まっている。ネットでも、攻撃が激化しており、これまで発言していた人も、発言を控えるようになりかねない。
- そうすると、さらに多くの人が、発言や活動を自制してしまう。
- **一人でも発言を続ける覚悟が求められている。**戦前1940年の国会で反軍演説と行った斎藤隆夫に見習うべきだ。
- **他方で、自立して活動をしている仲間がどこにいて、いま何をやっているかに目を配り、既存のメディアでも大事な発信をしている人を励まし、「異議申し立て」が可視化された状態を維持することが極めて重要である。**
- 効果的に使えば、ツイッターデモなどは、「みんなで渡れるので」反撃の武器として有効である。
- **国会の中にはっきりした良識の声を残すことが決定的に重要だ。**その意味で、次の通常国会に提案が予定されるセキュリティ・クリアランス法案広範な反対の声が組織できるかどうか最大の試金石となる。

# 我々は、中国・中国の人々とどんな関係を結ぶべきか

- 中国政府が東アジアの緊張を高めているのは事実であり、中国政府がチベット、ウイグル、香港に対する人権侵害は正すしかない。国連の人権理事会などの場で真正面から批判すべきだ。しかし、日中の経済的な依存関係は米中の比ではない。アジア諸国の多くも中国と分かちがたく結びついている。アジアの国々は、中国との衝突を望んでいない。
- そして、日中は2000年の交流の歴史があり、元寇と日中戦争を除けば、軍事対立したことはない。日本の文化の核をなす、仏教や儒教、老荘思想などは中国から輸入されたものである。
- **米中戦争・日中戦争を避けられるかどうかは、戦争準備を止めて話し合い、それぞれの国の民主制度・表現の自由を強めることができるかどうかにかかっている。**
- 民間レベルでの日中交流の拡大、日中不戦の世論を作っていくことこそが、日中戦争を未然に防止するために、最も重要なことである。大企業の幹部・技術者に中国への効用出張を忌避する心情が芽生えている。中国の厳しすぎる秘密保護法制・国家安全法体制を嫌ってである。
- **このような環境で、経済安保法に続いて、セキュリティ・クリアランス束ね法案を制定し、日中の平和と市民の間の対話を呼びかけただけで、また、取引先の中国に普通に製品を輸出しているだけで、日本国内でも、スパイ扱いされてしまうような、経済安保版秘密保護法制の拡大を許せば、日本と中国の戦争を一層現実のものに近づけてしまうことだろう。**
- 日中政争を回避するために、なんとしても、このセキュリティ・クリアランス束ね法案＝経済安保版秘密保護法案の制定を止めたい。